

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年7月18日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 ダイワノ“ R I C I ? ” コモディティ・ファンド

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 継続申込期間（平成25年7月19日から平成26年7月18日まで）
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワノ“RICI[?]”コモディティ・ファンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成25年7月19日から平成26年7月18日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

次のイ．、ロ．、またはハ．に掲げる日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは行ないません。

イ．ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日

ロ．シンガポールの銀行休業日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ハ．イ．、ロ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|------|---------------|----------------------------|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 内外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | その他資産(商品先物) |
| | 補足分類 | インデックス型 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産(投資信託証券(商品先物)) |
| | 決算頻度 | 年2回 |
| | 投資対象地域 | グローバル(含む日本) |
| | 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |
| | 対象インデックス | その他の指数(RICI [?]) |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
- ・「その他の指数」...日経225、TOPIXにあてはまらないすべてのもの

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|-------------|--------|-----------------|---------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海外 | 債券 | |
| | 内外 | 不動産投信 | 特殊型 |
| | | その他資産 (商品先物) | |
| | | 資産複合 | |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|-----------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|----------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (含む日本) | | | |
| 一般 大型株 | 年2回 | 日本 | | | 日経225 |
| 中小型株 | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () | |
| 債券 | 年6回 (隔月) | 欧州 | | | TOPIX |
| 一般 | 年12回 (毎月) | アジア | | | |
| 公債 | 日々 | オセアニア | | | |
| 社債 | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし | その他 (RICI®) |
| その他債券 | | アフリカ | | | |
| クレジット属性 () | | 中近東 (中東) | | | |
| 不動産投信 | | エマージング | | | |
| その他資産 (投資信託証券) (商品先物) | | | | | |
| 資産複合 () | | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 コモディティ（商品先物取引等）に投資します。

- 世界のコモディティ（商品）価格の中長期的な上昇を享受するために、ロジャーズ国際コモディティ指数*（以下「RICI®」といいます。）の動き（円換算）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

コモディティとは…

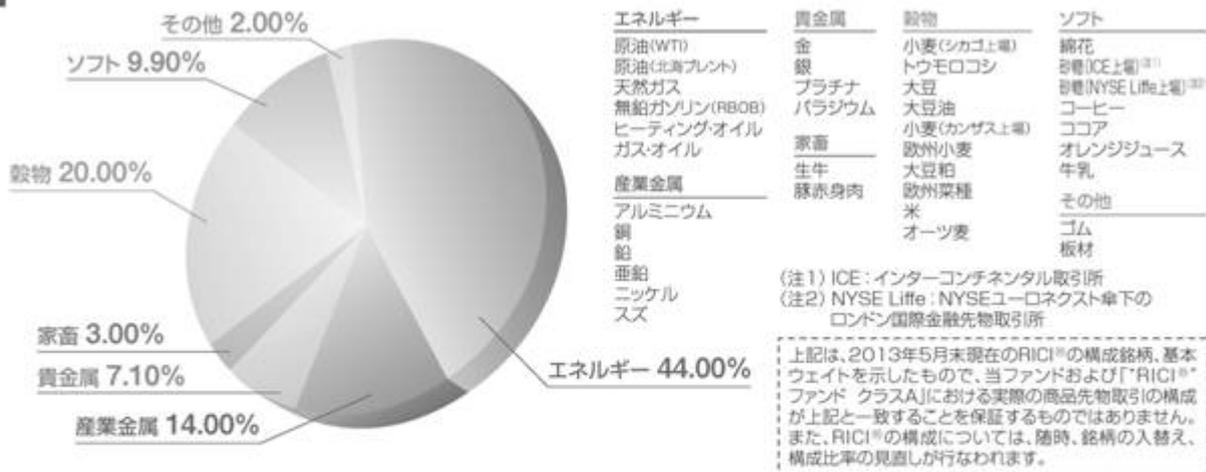
コモディティとは身近にあるさまざまな製品の原材料になるもので、主要な品目としては、原油や天然ガスなどの「エネルギー」、金・銀や銅・アルミニウムなどの「金属」、そして小麦・トウモロコシや生牛・豚赤身肉などの「農畜産物」などがあり、一般的に商品先物取引所に上場されています。

コモディティのイメージ



（注）上記コモディティはあくまでも一例であり、他にもヒーティングオイル、プラチナ、ニッケル、大豆、砂糖などがあります。

RICI®構成比率および構成銘柄（2013年5月末現在）



RICI®について

- RICI®は、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ（商品）の値動きを表します。
- RICI®は、37種類（2013年5月末現在）の商品先物で構成される指数です。
- RICI®は、1998年8月より計算および公表を行なっています。
- RICI®を構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズ®が議長をつとめるRICI®委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。
- RICI®は、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。

「RICI®構成比率および構成銘柄」の変更については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ①ケイマン籍の外国証券投資法人「RICI® Commodity Fund Ltd.」が発行する「RICI® class A」（以下「RICI®ファンド クラスA」といいます。）の投資証券（米ドル建）
- ②国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券（円建）

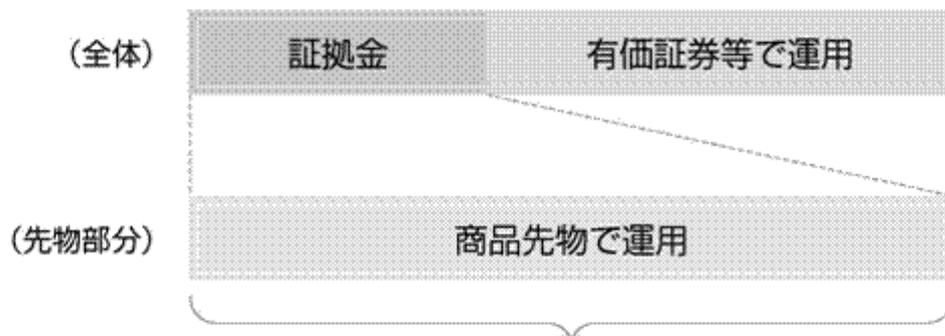
ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券への投資を通じてコモディティ（商品先物取引等）などに投資します。



※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

「RICI®」ファンド クラスA（イメージ）



「RICI®」ファンド クラスAの運用資産総額のほぼ100%（設定・解約を考慮）になるように買建て

- ・投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では「RICI®」ファンド クラスAへの投資割合を高位（信託財産の純資産総額の90%程度以上）とすることを基本とします。
- ・為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、RICI®が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 毎年4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

「ダイワ／“RICI”コモディティ・ファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI” Commodity Fund Ltd.」（そのサブファンドである「“RICI” class A」を含みます。）（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）は James Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Index®の決定、構成、算出において大和証券投資信託委託株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers®」、「Rogers International Commodity Index®」、「Rogers International Commodity™」および「RICI®」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

投資対象ファンドの概要

1. 「“RICI” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI” class A」の投資証券（米ドル建）について

| | |
|-------------|---|
| ファンド名 | 「“RICI” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI” class A」の投資証券 |
| 形態／表示通貨 | ケイマン籍の外国証券投資法人／米ドル建て |
| 運用目的 | 当ファンドは、投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）に連動することをめざします。 |
| 投資方針 | ①運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）に連動する投資成果をめざします。 ②米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資します。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含まれますが、これに限定いたしません。 ③商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の合計額が、当ファンドの運用資産総額のおおよそ10%から30%の範囲内（最大でも50%以下）となるように行ないます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 ⑤当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。 |
| 関係法人 | 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店 資産保管会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン |
| 報酬等 | 純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用会社：0.66% 管理事務代行：0.12%（年間下限金額 54,000米ドル） 資産保管会社：0.0125%（年間下限金額 12,000米ドル） 合計：0.7925% その他、外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。 |
| 基準価額算出日 | シンガポールの銀行の休業日は基準価額を算出しません。 |
| 買付・売却の受付停止日 | 東京証券取引所、ニューヨークの銀行、シンガポールの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日 |
| 設定日 | 平成20年6月30日 |
| 決算日 | 毎年3月末日 |

2. 「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券について

| | |
|---------|--|
| ファンド名 | ダイワ・マネー・マザーファンド |
| 形態／表示通貨 | 国内籍の証券投資信託／適格機関投資家私募／円建て |
| 運用目的 | 主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 投資態度 | ①わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。 ②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 |
| 関係法人 | 委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 |
| 信託報酬 | なし |
| 運用開始日 | 平成16年12月10日 |
| 決算日 | 毎年12月9日（休業日の場合翌営業日） |

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年6月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

| | | |
|-------|--|--|
| 受益者 | お申込者 収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3 ） | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金（ 3 ） | |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など |
| 運用指図 | 2 損益 信託金（ 3 ） | |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など |
| | 損益 投資 | |
| 投資対象 | 1. 「“RICI [?] ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI [?] ” class A」の投資証券 2. 「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券 | |

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



< 委託会社の概況（平成25年5月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・ 沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年 4月 1日 営業開始
 - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・ 大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国証券投資法人「“ RICI[?] ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“ RICI[?] ” class A」（以下「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」といいます。）の投資証券（米ドル建）
2. 国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（円建）

投資態度

イ. 世界のコモディティ（商品）価格の中長期的な上昇を享受するために、ロジャーズ国際コモディティ指数[?]（以下「RICI[?]」）の動き（円換算）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 当ファンドは、「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」への投資割合を高位（信託財産の純資産総額の90%程度以上）とすることを基本とします。

「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」について

(a) 「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」では、運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、RICI[?] に連動する投資成果をめざしています。

(b) 米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資しています。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含みますが、これに限定されません。

(c) 商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の合計額が、「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」の運用資産総額のおおよそ10%から30%の範囲内（最大でも50%以下）となるように行なっています。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、RICI[?] が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

< 投資先ファンドについて >

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | 「“ RICI [?] ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“ RICI [?] ” class A」の投資証券 |
| 選定の方針 | 運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数 [?] （RICI [?] ）に連動する投資成果をめざすファンドである。 |

くわしくは「1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資証券、ならびに次の3. から6. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国内籍の証券投資信託「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券（円建）

2. ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI[?]” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI[?]” class A」の投資証券（米ドル建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券または証書の性質を有するもの

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる投資証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

< 投資先ファンドについて >

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

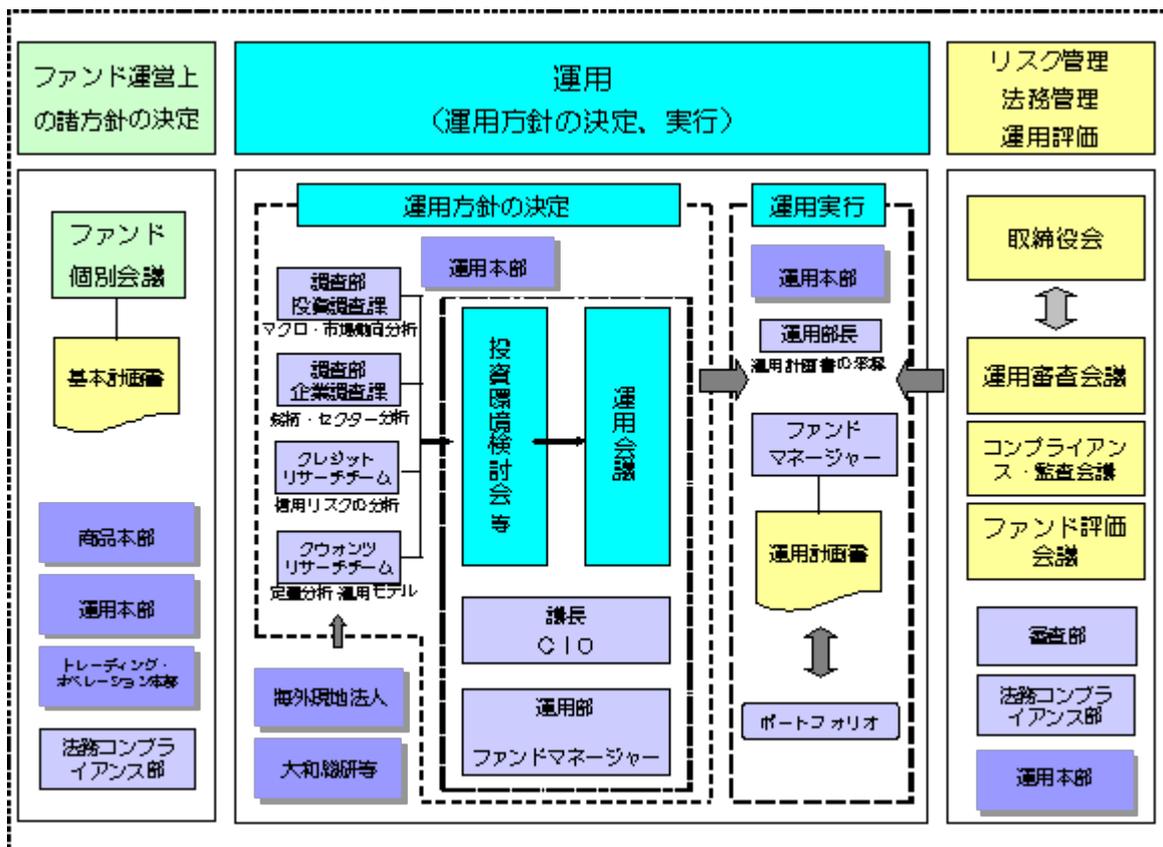
| | |
|------------|--|
| 投資先ファンドの名称 | 「“RICI [?] ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI [?] ” class A」の投資証券 |
| 運用の基本方針 | 当ファンドは、投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数 [?] （RICI [?] ）に連動することをめざします。 |

| | |
|----------|--|
| 主要な投資対象 | 米ドル建て債券等、世界の商品先物取引および商品先渡取引等 くわしくは、「1 ファンドの性格(1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。 |
| 委託会社等の名称 | 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店 資産保管会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン |

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成25年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンド（ダイワ・マネー・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券への投資は、行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号イもしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ん。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として公社債等に投資するとともに、商品先物取引（商品先渡取引を含みます。以下同じ。）による運用を行ないますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等の様々な要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・当ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



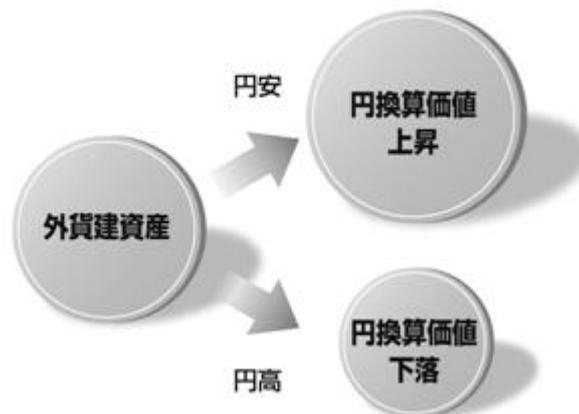
※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。実質組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。実質組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、当ファンドの実質組入外貨部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、投資先のファンドにおいて商品先物ポートフォリオや組入証券の売却を行わなければならないことがあります。その際、市場規模や市

場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ．当ファンドは、投資する「“RICI[?]”ファンド クラスA」を通じて、RICI[?]の動き(円換算)に連動する投資成果をめざして運用を行ないますが、主として以下の理由から、当ファンドの基準価額の動きがRICI[?]の動きに、十分に連動するとは限りません。

- ・「ダイワ・マネー・マザーファンド」を一部組入れるため、当ファンドにおける「“RICI[?]”ファンド クラスA」の組入比率は100%にはならないこと
- ・当ファンドの取得・解約の申込みに伴い「“RICI[?]”ファンド クラスA」の組入比率および為替エクスポージャーが変動すること
- ・当ファンドの信託報酬、監査報酬、売買委託手数料等の費用負担
- ・投資対象とする「“RICI[?]”ファンド クラスA」および「ダイワ・マネー・マザーファンド」のファンド設立・運営にかかる費用負担
- ・RICI[?]の算出に用いる金利と「“RICI[?]”ファンド クラスA」で実際に得る証拠金利息および短期金利運用収益に差があること
- ・RICI[?]の構成目およびその構成比率を「“RICI[?]”ファンド クラスA」が完全に一致させて組入れない場合があること
- ・RICI[?]の算出に使用する商品先物価格と「“RICI[?]”ファンド クラスA」の基準価額を通じて当ファンドの基準価額に反映される商品先物価格の間に時間差があること
- ・商品先物取引の売買約定価格と「“RICI[?]”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと
- ・RICI[?]の算出に使用する商品先物価格と「“RICI[?]”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する商品先物価格が必ずしも一致しないこと
- ・RICI[?]の算出に使用する為替レートと「“RICI[?]”ファンド クラスA」の基準価額の算出に使用する為替レートが必ずしも一致しないこと
- ・RICI[?]の算出に使用する商品先物の限月と「“RICI[?]”ファンド クラスA」に組入れる商品先物の限月が必ずしも一致しないこと
- ・商品先物取引の最低取引単位の影響
- ・商品先物の流動性低下時における売買によるマーケットインパクトの影響
- ・RICI[?]の構成銘柄の入替えおよびRICI[?]の算出方法の変更があったとき、それらが「“RICI[?]”ファンド クラスA」の運用に反映されるまでの影響
- ・商品先物運用において現物受渡しが発生した場合、その処理にかかる費用の影響
- ・商品先物業者の受渡し不履行が発生した場合の費用の影響
- ・出来高制限・証拠金率変更・その他予期せぬ事故等の取引所に起因する影響

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

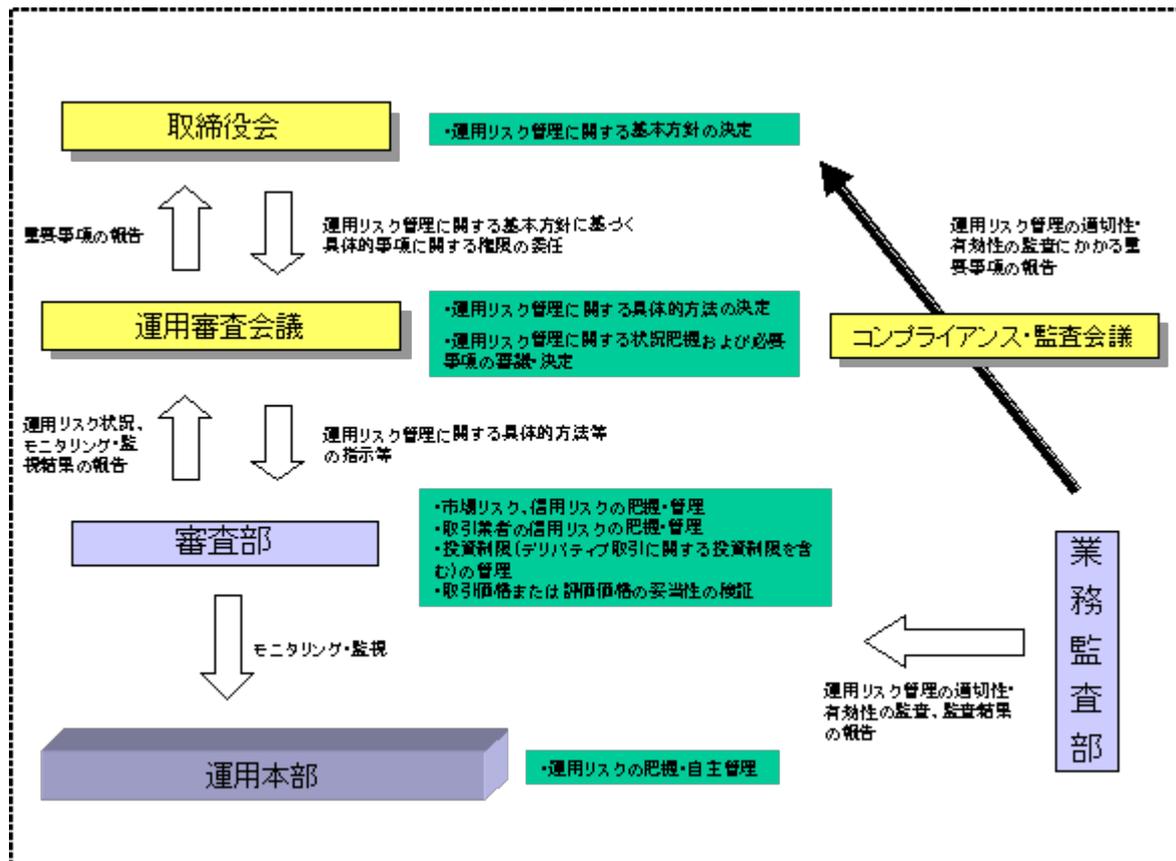
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0815%（税抜1.03%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」の報酬等が年率0.7925%かかるため、実質的な信託報酬率の概算値は、年率1.874%（税込）程度となります。ただし、投資先ファンドでは、管理事務代行報酬および資産保管会社報酬に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.874%（税込）程度を上回ることがあります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 年率0.2625% （税抜0.25%） | 年率0.7875% （税抜0.75%） | 年率0.0315% （税抜0.03%） |

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

< 投資対象とする投資信託証券にかかる報酬等について >

1. 「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」

| | 運用会社 | 管理事務代行 | 資産保管会社 | 合計 |
|----|---------|----------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 料率 | 年率0.66% | 年率0.12% (年間下限金額 54,000米ドル) | 年率0.0125% (年間下限金額 12,000米ドル) | 年率0.7925% |

(注1) その他、外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が「“ RICI[?] ” ファンド クラスA」から支払われます。

(注2) 各関係法人の名称については、「1 ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」<ファンドの特色>の<投資対象ファンドの概要>をご参照下さい。

2. 「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券

信託報酬：なし

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---------------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%） |
| 平成26年1月1日から | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%） |

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部

解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせください。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

| 期間 | 税率 |
|---------------|---------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%） |
| 平成26年1月1日から | 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%） |

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、前にかかわらず所得税がかかります。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合に

は、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、平成25年5月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年5月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資証券 | 2,047,831,065 | 97.33 |
| 内 ケイマン諸島 | 2,047,831,065 | 97.33 |
| 親投資信託受益証券 | 29,101,369 | 1.38 |
| 内 日本 | 29,101,369 | 1.38 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 27,072,234 | 1.29 |
| 純資産総額 | 2,104,004,668 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年5月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 面金額 | 簿価単 価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-------------------|--------|-----------|---------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------|
| 1 | RICI FUND CLASS A | ケイマン諸島 | 投資証券 | 351,148,282,031 | 5,784.86 1,345,525 | 5,831.81 2,047,831,065 | 97.33 |
| 2 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 28,569,968 | 1,0185 29,098,512 | 1,0186 29,101,369 | 1.38 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資証券 | 97.33% |
| 親投資信託受益証券 | 1.38% |
| 合計 | 98.71% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第1計算期間末 (平成20年10月27日) | 1,185,778,622 | 1,185,778,622 | 0.4896 | 0.4896 |
| 第2計算期間末 (平成21年4月27日) | 1,137,840,744 | 1,137,840,744 | 0.4071 | 0.4071 |
| 第3計算期間末 (平成21年10月26日) | 4,264,235,694 | 4,264,235,694 | 0.4866 | 0.4866 |
| 第4計算期間末 (平成22年4月26日) | 2,980,029,938 | 2,980,029,938 | 0.5007 | 0.5007 |
| 第5計算期間末 (平成22年10月25日) | 2,292,409,763 | 2,292,409,763 | 0.4496 | 0.4496 |
| 第6計算期間末 (平成23年4月25日) | 2,518,197,705 | 2,634,978,137 | 0.5391 | 0.5641 |
| 第7計算期間末 (平成23年10月25日) | 2,140,974,675 | 2,140,974,675 | 0.4232 | 0.4232 |
| 第8計算期間末 (平成24年4月25日) | 2,416,577,299 | 2,416,577,299 | 0.4482 | 0.4482 |
| 平成24年5月末日 | 2,122,439,416 | - | 0.3956 | - |
| 6月末日 | 2,078,666,709 | - | 0.3855 | - |
| 7月末日 | 2,255,226,437 | - | 0.4234 | - |
| 8月末日 | 2,389,157,403 | - | 0.4358 | - |
| 9月末日 | 2,417,793,301 | - | 0.4312 | - |
| 第9計算期間末 (平成24年10月25日) | 2,439,047,927 | 2,439,047,927 | 0.4298 | 0.4298 |
| 10月末日 | 2,410,977,269 | - | 0.4258 | - |
| 11月末日 | 2,538,010,622 | - | 0.4476 | - |
| 12月末日 | 2,529,301,231 | - | 0.4670 | - |
| 平成25年1月末日 | 2,513,391,499 | - | 0.5098 | - |
| 2月末日 | 2,544,907,272 | - | 0.4964 | - |
| 3月末日 | 2,501,998,849 | - | 0.5096 | - |
| 第10計算期間末 (平成25年4月25日) | 2,386,150,419 | 2,410,034,258 | 0.4995 | 0.5045 |
| 4月末日 | 2,417,712,363 | - | 0.5029 | - |
| 5月末日 | 2,104,004,668 | - | 0.5098 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0000 |

| | |
|---------|--------|
| 第5計算期間 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 0.0250 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 0.0050 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1計算期間 | 51.0 |
| 第2計算期間 | 16.9 |
| 第3計算期間 | 19.5 |
| 第4計算期間 | 2.9 |
| 第5計算期間 | 10.2 |
| 第6計算期間 | 25.5 |
| 第7計算期間 | 21.5 |
| 第8計算期間 | 5.9 |
| 第9計算期間 | 4.1 |
| 第10計算期間 | 17.4 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量（口） | 解約数量（口） |
|---------|---------------|---------------|
| 第1計算期間 | 1,079,383,315 | 362,220,222 |
| 第2計算期間 | 1,082,495,237 | 709,424,585 |
| 第3計算期間 | 7,420,665,727 | 1,451,529,833 |
| 第4計算期間 | 1,789,587,313 | 4,601,540,127 |
| 第5計算期間 | 793,220,969 | 1,646,278,937 |
| 第6計算期間 | 2,188,983,528 | 2,616,784,469 |
| 第7計算期間 | 1,584,203,560 | 1,196,332,500 |
| 第8計算期間 | 1,353,237,190 | 1,019,996,338 |
| 第9計算期間 | 1,015,121,066 | 732,266,102 |
| 第10計算期間 | 1,015,904,768 | 1,914,321,091 |

(注) 当初設定数量は1,704,659,394口です。

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年5月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 国債証券 | 6,699,515,695 | 77.08 |
| 内 日本 | 6,699,515,695 | 77.08 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,991,891,293 | 22.92 |
| 純資産総額 | 8,691,406,988 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成25年5月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 または 額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単 価 時価 (円) | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|---|--------------|----|------|-------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | 3 5 1 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 1,800,000,000 | 99.99 1,799,936,979 | 99.99 1,936,955 | - 2013/06/17 | 20.71 |
| 2 | 3 5 5 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 1,500,000,000 | 99.99 1,499,914,148 | 99.99 1,914,138 | - 2013/07/01 | 17.26 |
| 3 | 3 6 5 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 900,000,000 | 99.98 899,833,982 | 99.98 833,932 | - 2013/08/12 | 10.35 |
| 4 | 3 5 9 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 700,000,000 | 99.98 699,912,492 | 99.98 912,492 | - 2013/07/16 | 8.05 |
| 5 | 3 5 0 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 600,000,000 | 99.99 599,992,104 | 99.99 992,104 | - 2013/06/10 | 6.90 |
| 6 | 3 5 6 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 500,000,000 | 99.99 499,974,927 | 99.99 974,927 | - 2013/07/08 | 5.75 |
| 7 | 3 4 8 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 400,000,000 | 99.99 399,998,463 | 99.99 998,463 | - 2013/06/03 | 4.60 |
| 8 | 3 6 3 国庫短期証券 | 日本 | 国債証券 | 300,000,000 | 99.98 299,952,684 | 99.98 952,684 | - 2013/08/05 | 3.45 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 国債証券 | 77.08% |
| 合計 | 77.08% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

2013年5月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 5,098円 |
| 純資産総額 | 21億円 |

基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|------|--------|
| 1か月間 | 1.4% |
| 3か月間 | 3.7% |
| 6か月間 | 15.0% |
| 1年間 | 30.2% |
| 3年間 | 22.9% |
| 5年間 | - |
| 設定来 | -46.1% |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 50円 設定来分配金合計額: 300円

| 決算期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 08年10月 | 09年4月 | 09年10月 | 10年4月 | 10年10月 | 11年4月 | 11年10月 | 12年4月 | 12年10月 | 13年4月 |
| 分配金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 250円 | 0円 | 0円 | 0円 | 50円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

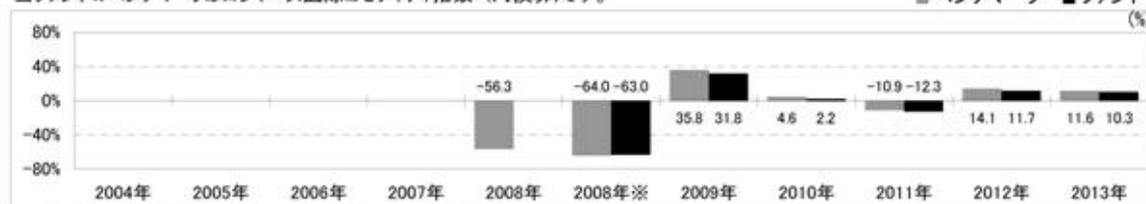
※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|------------------------------|-----------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド | “RICI”ファンド クラスA | 97.3% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 1.4% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 98.7% |

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはロジャーズ国際コモディティ指数[®](円換算)です。

■ベンチマーク ■ファンド



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2008年※は設定日(6月27日)から年末、2013年は5月31日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．、ロ．、またはハ．のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付は行ないません。

イ．ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日

ロ．シンガポールの銀行休業日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ハ．イ．、ロ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．、ロ．、またはハ．のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受け付けを行いません。

イ．ニューヨークの銀行またはシンガポールの銀行のいずれかの休業日

ロ．シンガポールの銀行休業日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ハ．イ．、ロ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「“ RICI[?] ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“ RICI[?] ” class A」の投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・「ダイワ・マネー・マザーファンド」の受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年4月26日から10月25日までおよび10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年6月27日から平成20年10月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、ロジャーズ国際コモディティ指数[?]（RICI[?]）が改廃されたとき、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. の1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 1. の2. または前 1. の2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成24年10月26日から平成25年4月25日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

ダイワノ“RICI®”コモディティ・ファンド

ダイワノ“RICIR”コモディティ・ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第9期 平成24年10月25日現在 | 第10期 平成25年4月25日現在 |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 19 | 49,780,025 |
| コール・ローン | 76,006,856 | 22,538,933 |
| 投資証券 | 2,369,821,179 | 2,292,893,860 |
| 親投資信託受益証券 | 9,092,082 | 29,098,512 |
| 未収入金 | - | 49,780,000 |
| 流動資産合計 | 2,454,920,136 | 2,444,091,330 |
| 資産合計 | 2,454,920,136 | 2,444,091,330 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 54,400 |
| 未払収益分配金 | - | 23,883,839 |
| 未払解約金 | 3,289,378 | 20,347,388 |
| 未払受託者報酬 | 363,807 | 394,810 |
| 未払委託者報酬 | 12,128,166 | 13,161,841 |
| その他未払費用 | 90,858 | 98,633 |
| 流動負債合計 | 15,872,209 | 57,940,911 |
| 負債合計 | 15,872,209 | 57,940,911 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ¹ 5,675,184,186 | ¹ 4,776,767,863 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | ² 3,236,136,259 | ² 2,390,617,444 |
| （分配準備積立金） | 58,397,895 | 63,228,104 |
| 元本等合計 | 2,439,047,927 | 2,386,150,419 |
| 純資産合計 | 2,439,047,927 | 2,386,150,419 |
| 負債純資産合計 | 2,454,920,136 | 2,444,091,330 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第9期 自 平成24年4月26日 至 平成24年10月25日 | 第10期 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 27,185 | 29,155 |
| 有価証券売買等損益 | 47,405,587 | 122,074,879 |
| 為替差損益 | 41,757,675 | 534,519,041 |
| 営業収益合計 | 89,136,077 | 412,473,317 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 363,807 | 394,810 |
| 委託者報酬 | 12,128,166 | 13,161,841 |
| その他費用 | 234,639 | 258,221 |
| 営業費用合計 | 12,726,612 | 13,814,872 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 101,862,689 | 398,658,445 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 101,862,689 | 398,658,445 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 101,862,689 | 398,658,445 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 15,977,306 | 100,016,406 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 2,975,751,923 | 3,236,136,259 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 405,532,749 | 1,083,279,559 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 405,532,749 | 1,083,279,559 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 580,031,702 | 512,518,944 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 580,031,702 | 512,518,944 |
| 分配金 | 1 - | 1 23,883,839 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 3,236,136,259 | 2,390,617,444 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第10期 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第9期 平成24年10月25日現在 | 第10期 平成25年4月25日現在 |
|---------------------|---|---|
| 1. 1期首元本額 | 5,392,329,222円 | 5,675,184,186円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,015,121,066円 | 1,015,904,768円 |
| 期中一部解約元本額 | 732,266,102円 | 1,914,321,091円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 5,675,184,186口 | 4,776,767,863口 |
| 3. 2元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,236,136,259円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,390,617,444円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第9期 自 平成24年4月26日 至 平成24年10月25日 | 第10期 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|------------|--|---|
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（66,488,312円）及び分配準備積立金（58,397,895円）より分配対象額は124,886,207円（1万口当たり220.06円）であり、分配を行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（28,660円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（46,762,352円）、投資信託約款に規定される収益調整金（64,797,613円）及び分配準備積立金（40,320,931円）より分配対象額は151,909,556円（1万口当たり318.02円）であり、うち23,883,839円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第10期 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引）に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第10期 平成25年4月25日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 |

| | |
|--|---|
| | <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
|--|---|

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 第9期 平成24年10月25日現在 | 第10期 平成25年4月25日現在 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 45,681,320 | 119,829,758 |
| 親投資信託受益証券 | 4,465 | 6,430 |
| 合計 | 45,676,855 | 119,823,328 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種 類 | 第9期 平成24年10月25日 現在 | | | | 第10期 平成25年4月25日 現在 | | | |
|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|-----------|------------|-------------|
| | 契約額等 （円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） | 契約額等 （円） | | 時価 （円） | 評価損益 （円） |
| | | うち 1年超 | | | | うち 1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 売 建 | - | - | - | - | 49,720,600 | - | 49,775,000 | 54,400 |
| アメリカ・ドル | - | - | - | - | 49,720,600 | - | 49,775,000 | 54,400 |
| 合計 | - | - | - | - | 49,720,600 | - | 49,775,000 | 54,400 |

（注） 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いる場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
る場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相
場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用
いております。

- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期
間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

| |
|---|
| 第10期 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 第9期 平成24年10月25日現在 | 第10期 平成25年4月25日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.4298円 (4,298円) | 0.4995円 (4,995円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---------------|---------|-------------------|-------------|--|----|
| 投資証券 | アメリカ・ドル | RICI FUND CLASS A | 402,810.225 | アメリカ・ドル 23,030,271.800 | |
| | | アメリカ・ドル 小計 | | アメリカ・ドル 23,030,271.800 (2,292,893,860) | |
| 投資証券 合計 | | | | 2,292,893,860 [2,292,893,860] | |
| 親投資信託 受益証券 | 日本円 | ダイワ・マネー・マザーファンド | 28,569,968 | 日本円 29,098,512 | |
| | | 日本円 小計 | | 日本円 29,098,512 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 29,098,512 | |
| 合計 | | | | 2,321,992,372 [2,292,893,860] | |

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入 投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|----------|--------------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 投資証券 1銘柄 | 100% | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国証券投資法人「“ RICI® ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“ RICI® ” classA」の投資証券(米ドル建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドの投資証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「“ RICI® ” class A」の状況

「“ RICI® ” class A」は、ケイマン籍の外国証券投資法人「“ RICI® ” Commodity Fund Ltd.」が発行する投資証券（米ドル建）です。同投資法人は平成24年3月31日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により国際監査基準（ISA）に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

“RICI[?]” Commodity Fund Ltd.

（本籍地：ケイマン諸島）

財務諸表

2011年4月1日から2012年3月31日までの会計期間

“ RICI[?] ” COMMODITY FUND LTD.

包括的利益計算書

2011年4月1日から2012年3月31日までの会計期間

| | | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル |
|-------------------------------------|----|--|--|
| | 注記 | | |
| 収入 | | | |
| 金利収入 | | 16,867 | 137,963 |
| 為替差益（純額） | | 37,318 | 8,809 |
| 公正価額評価損益通算金融資産および 負債の公正価額の増減（純額） | 4 | (20,855,435) | 75,676,884 |
| 純利益合計 | | (20,801,250) | 75,823,656 |
| 費用 | | | |
| 管理報酬 | 12 | 197,292 | 343,442 |
| 監査費用 | | 49,117 | 55,939 |
| 資産保管報酬 | 12 | 20,842 | 32,537 |

| | | | |
|--|----|---------------------|-------------------|
| 運用報酬 | 12 | 1,055,212 | 1,984,073 |
| 取引手数料 | | 174,716 | 362,047 |
| その他の営業費用 | | 8,500 | 9,105 |
| 弁護士費用 | | 6,531 | 7,911 |
| 営業費用合計 | | 1,512,210 | 2,795,054 |
| 税引前利益（損失） | | (22,313,460) | 73,028,602 |
| 税 | | - | - |
| 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する 純資産の事業による増加（減少） | | (22,313,460) | 73,028,602 |
| 市場買い呼び値から市場最終取引価格への調整 | | 644,075 | (1,287,404) |
| 調整後の買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する 純資産の事業による増加（減少） | | (21,669,385) | 71,741,198 |

“ RICI ” COMMODITY FUND LTD.

貸借対照表

2012年3月31日現在

| | 注記 | 2012 単位：米ドル | 2011 単位：米ドル |
|----------------|----|--------------------|--------------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | 5 | 93,180,770 | 148,441,617 |
| 証拠金取引口座 | 6 | 50,392,836 | 81,630,675 |
| その他の受取債権 | | 100 | 100 |
| 現金および現金等価物 | 7 | 1,156,802 | 3,685,745 |
| 資産合計 | | 144,730,508 | 233,758,137 |
| 株式資本 | | | |
| 経営者株式 | 8 | 100 | 100 |
| 株式資本合計 | | 100 | 100 |
| 負債 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | 9 | 4,618,848 | 3,380,879 |

| | | | |
|--------------------------------------|----|--------------------|--------------------|
| 株主に支払われるべき価額 | | - | 2,600,000 |
| 未払費用 | 11 | 149,792 | 201,930 |
| 負債(買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産を除く) | | 4,768,640 | 6,182,809 |
| 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産 (市場買い呼び値) | | 139,961,768 | 227,575,228 |

市場最終取引価格による表示

| | | | |
|--------------------------------------|--|-------------|-------------|
| 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産 (市場最終取引価格) | | 140,321,800 | 227,291,185 |
| 市場買い呼び値から市場最終取引価格への調整 | | 360,032 | (284,043) |

“ RICI ” COMMODITY FUND LTD.

買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産変動計算書

2011年4月1日から2012年3月31日までの会計期間

| 注記 | 2012年度会計期間 | | 2011年度会計期間 | |
|---|------------------|--------------|------------------|---------------|
| | 買戻消却可能 参加型株式数 | 単位： 米ドル | 買戻消却可能 参加型株式数 | 単位： 米ドル |
| 期首時点で買戻消却可能 参加型株式の株主に帰属する 純資産(市場買い呼び値) | 3,205,393 | 227,575,228 | 8,263,173 | 442,336,626 |
| 市場最終取引価格による表示 | | | | |
| 市場買い呼び値から 市場最終取引価格への調整 | - | (284,043) | - | 1,003,361 |
| 期首時点で買戻消却可能 参加型株式の株主に帰属する 純資産(市場最終取引価格) | 3,205,393 | 227,291,185 | 8,263,173 | 443,339,987 |
| 買戻消却可能参加型株式の 発行収入 | 8 | 216,280 | 80,533 | 5,400,000 |
| 買戻消却可能参加型株式の 買戻支出 | 8 | (1,184,259) | (5,138,313) | (293,190,000) |
| 買戻消却可能参加型株式の取引 による純増 | | (967,979) | (5,057,780) | (287,790,000) |
| 税引き後利益(損失) | - | (22,313,460) | - | 73,028,602 |

| | | | | | |
|---|---|------------------|--------------------|-----------|-------------|
| 市場買い呼び値から 市場最終取引価格への調整 | 8 | - | 644,075 | - | (1,287,404) |
| 買戻消却可能参加型株式の 株主に帰属する純資産の 事業による増加(減少) | | - | (21,669,385) | - | 71,741,198 |
| 期末時点で買戻消却可能 参加型株式の株主に帰属する 純資産(市場最終取引価格) | | 2,237,414 | 140,321,800 | 3,205,393 | 227,291,185 |

“ RICI ” COMMODITY FUND LTD.
キャッシュフロー計算書

2011年4月1日から2012年3月31日までの会計期間

| | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会計 期間 |
|--|--|--|
| 注記 | 単位：米ドル | 単位：米ドル |
| 営業活動からのキャッシュフロー | | |
| 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する 純資産の事業による増加(減少) 調整 | (22,313,460) | 73,028,602 |
| - 金利収入 | (16,867) | (137,963) |
| 運転資本変動前営業キャッシュフロー | (22,330,327) | 72,890,639 |
| 営業資産および負債の変動 | | |
| - 公正価額評価損益通算金融資産の純減 | 55,260,847 | 153,748,774 |
| - 証拠金取引口座の純減 | 31,237,839 | 67,005,955 |
| - その他の受取債権の純減 | - | 4,921 |
| - 公正価額評価損益通算金融負債の純増減 | 1,237,969 | (7,051,564) |
| - 未払費用の純減 | (52,138) | (132,898) |
| 事業で創出された現金 | 65,354,190 | 286,465,827 |
| 受取利息 | 16,867 | 137,963 |
| 営業活動でもたらされた正味現金 | 65,371,057 | 286,603,790 |
| 財務活動からのキャッシュフロー | | |
| 買戻消却可能参加型株式の発行収入 | 14,500,000 | 5,400,000 |

| | | | |
|--------------------------|---|---------------------|----------------------|
| 買戻消却可能参加型株式の買戻支出 | | (82,400,000) | (290,590,000) |
| 財務活動で用いられた正味現金 | | (67,900,000) | (285,190,000) |
| 現金および現金等価物の純増（純減） | | (2,528,943) | 1,413,790 |
| 現金および現金等価物の期首残高 | | 3,685,745 | 2,271,955 |
| 現金および現金等価物の期末残高 | 7 | 1,156,802 | 3,685,745 |

“ RICI[?] ” COMMODITY FUND LTD.

財務諸表注記

2011年4月1日から2012年3月31日までの会計期間

本財務諸表注記は添付の財務諸表の重要部分を構成しており、当該財務諸表と併読すべきものです。

1. 概要

“ RICI[?] ” Commodity Fund Ltd.（以下、「ファンド」）はケイマン諸島で設立され、同地に籍を置きます。登記上の事務所の住所は、Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islandsです。ファンドは2008年4月21日に設立され、2008年6月30日に事業を開始しました。

ファンドは、費用の支払い前でロジャーズ国際コモディティ指数[?]（以下、「RICI[?]」）の変動にほぼ連動するリターンを上げることを目指します。

ファンドは国債、社債、およびその他の債券などの米ドル建て債務の有価証券に主に投資し、残る資産の一部を“ RICI[?] ”と連動することを目指す商品先物取引および商品先渡取引に投資します。

ファンドの投資は、スミショウ・キャピタル・マネジメント（シンガポール）Pteリミテッド（以下、「運用会社」）が運用します。運用会社はCompanies Act (Cap 50) of Singaporeに基づき2006年1月20日に設立されたシンガポールの有限責任会社です。運用会社は取締役会の全体的な監督の下で投資商品の選択に関して責任を負います。

2012年4月1日付けで、運用会社は変更となり、ファンドの投資はダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドが運用します。

ファンドの管理事務代行会社兼名義書換代理人には、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店が選任されています。また、ファンドの資産保管会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ニューヨークです。

本財務諸表は、2012年7月25日に行われた“ RICI[?] ” Commodity Fund Ltd. の取締役会の決議に従い発表を許可されました。

2. 重要な会計方針の概要

本財務諸表の作成に当たって適用された主な会計方針は以下の通りです。

2.1作成の基準

ファンドの財務諸表は国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準じて作成されています。また、公正価額評価損益通算金融資産（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正される取得原価法で作成されています。

IFRSに準じて財務諸表を作成する場合、一部、重要な会計上の見積もりを活用する必要があります。また経営陣は、ファンドの会計方針を適用するなかで判断を行う必要があります。

2011年4月1日以降適用される基準および改訂基準

- ・ IAS第24号「関連当事者についての開示」の改訂は、関連当事者の定義を明確にしています。新しい定義は、個人および経営幹部がどのような状況において企業の関連当事者関係に影響を与えるのかを明確にしています。当該改訂はまた、政府および報告企業と同じ政府が支配する、共同支配する、もしくは重要な影響を与える企業との取引に関する、関連当事者の一般的な開示要件の免除を導入するものです。当該改訂の適用は、ファンドの財政状態または業績に影響を与えませんでした。
- ・ IFRS第7号（改訂）「金融商品：開示」は、2010年5月に公表されたIASBの年次改善プロジェクトの一部です。当該改訂は、金融商品に関連するリスクの性質および程度に関する定量的開示および定性的開示の相互関係を重視しています。当該改訂の適用は、ファンドの財務諸表に重大な影響を与えませんでした。

ファンドに重要な影響を与えると見込まれる、発効済みの基準、解釈指針、または既存の基準の改訂は他にありません。

「IFRSの改善」は2010年5月に発表され、IASBが緊急性はないが必要であると考えている、IFRSの修正のいくつかが含まれています。「IFRSの改善」は表示、認識、または測定目的に関する会計上の変更となる修正に加えて、さまざまな個別の基準に関する用語または編集上の修正から構成されています。修正の大部分は、2012年4月1日以降に開始する年度から発効します。これらの修正の結果、会計方針の重要な変更は見込まれません。

2.重要な会計方針の概要（続き）

2.1作成の基準（続き）

発行され関係のある新しい基準、改訂、解釈指針で、2011年4月1日に始まる会計年度に対してまだ発効せず、かつ早期適用もされていないもの

- ・ IFRS第9号「金融商品」は、2015年1月1日以降に開始する年度から発効し、企業がいくつかのハイブリッド契約を含む金融資産および負債をどのように分類および測定すべきかについて規定しています。当該基準は、IAS第39号の要件に比べて、金融資産の分類および測定に関するアプローチが改善し簡素化されています。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件の

大部分は、変更なく引き継がれています。当該基準は、金融資産の分類に対し一貫したアプローチを採用し、各々に固有の分類基準があったIAS第39号における金融資産の多くの区分を置き換えています。ファンドはその金融資産および金融負債（ロングおよびショート）の両ポジション）について、引き続き損益を通じた公正価値に分類すると見込まれるため、当該基準が適用されても、ファンドの財政状態または業績に重大な影響を及ぼすことはないと思込まれます。

- IFRS第13号「公正価値測定」は2013年1月1日以降に開始する年度から発効します。当該基準は、公正価値の明確な定義およびIFRS全般にわたって利用する公正価値測定および開示要件について単一の根拠を提供することで、整合性を高め、複雑性を低減しています。これらの要件は、公正価値会計の利用を拡大するものではなく、その利用がIFRSの他の基準ですでに要求または許容されている場合に、その適用方法について指針を示すものです。もし、公正価値で測定された資産または負債に買呼値や売呼値がある場合、当該基準は、評価が呼値スプレッド内で公正価値を最も適正に表す価格に基づくことを要求し、呼値スプレッド内の公正価値測定のための実務上の便法として、市場仲値または市場参加者が使用するその他の価格決定の慣習を使用することを認めています。当該基準が適用されれば、ファンドは上場金融資産および負債の評価インプットを、ファンドの募集文書に募集および買戻に用いる1株当たりの取引価値の計算のために記載されたインプットと整合性のある最終取引価格に変更します。最終取引価格の使用は、業界内で標準的な価格決定の慣習として認められています。今年度および前年度において、ファンドはIAS第39号に従い、上場金融資産および負債に対して買呼値と売呼値を利用しました。評価インプットの変更はIAS第8号に準拠した見積もりの変更と見なされます。

ファンドに重要な影響を与えると見込まれる、未発効の基準、解釈指針、または既存の基準の改訂は他にありません。

2. 重要な会計方針の概要（続き）

2.2 外貨建て取引

(a) 機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨は米ドルであり、それはファンドが主として米ドル建ての証券および金融商品に投資していることを反映しています。加えて、ファンドの資本活動は米ドルで行われます。財務諸表はファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル（USD）で表示しています。

(b) 取引および残高

外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算されます。また外貨建て資産および負債は決算日の為替レートで米ドルに換算されます。

換算により生じる為替差損益は包括的利益計算書に記載されます。公正価額評価損益通算金融資産および負債に関連する為替差損益は、包括的利益計算書の「公正価額評価損益通算金融資産および負債の公正価額の純増減」に表示されます。

2.3 公正価額評価損益通算金融資産および負債

(a) 分類

ファンドは公正価額評価損益通算金融資産および負債と貸付金および受取債権の категорияに投資を分類します。分類は、金融資産および負債の取得目的に基づいて行われます。

(i) 公正価額評価損益通算金融資産および負債

ファンドは、公正価額評価損益通算金融資産および負債を「売買目的保有金融資産」に分類します。金融資産は短期の売却目的で主に取得された場合、売買目的保有に分類されます。デリバティブ商品もヘッジ目的である場合を除いて、「売買目的保有」に分類されます。このカテゴリーの資産は売買目的で保有されるか、または決算日から12ヶ月以内に換金される予定である場合、流動資産に分類されます。

2. 重要な会計方針の概要（続き）

2.3 公正価額評価損益通算金融資産および負債（続き）

(a) 分類（続き）

(ii) 貸付金および受取債権

貸付金および受取債権は、活況な市場で市場価格のない固定もしくは定額の支払いを伴う非デリバティブの金融資産です。決算日から12ヶ月後以降に満期を迎え、固定資産として表示されるものを除いて、流動資産として表示されます。貸付金および受取債権は貸借対照表では「その他の受取債権」、「証拠金取引口座」、「現金および現金等価物」として表示されます。

(b) 認識と認識の中止

経常的な投資の売買は取引日、すなわちファンドが投資の売買を行った日に認識されます。公正価額評価損益通算金融資産および負債は当初、公正価額で認識されます。取引費用は発生時に包括的利益計算書に計上されます。

金融資産は、投資からキャッシュフローを受領する権利が失効したもしくは譲渡された場合、またファンドが所有権のほぼすべてのリスクおよびリターンを譲渡した場合、認識が中止されます。

(c) 当初以後の測定

公正価額評価損益通算金融資産および負債は当初以後、公正価額で計上されます。貸付金および受取債権は当初以後、実効利率法により、償却後原価で計上されます。

外貨換算、利息、および配当の影響などの公正価額評価損益通算金融資産および負債の公正価額の変動は、変動の生じた際に包括的利益計算書で認識されます。

2. 重要な会計方針の概要（続き）

2.3公正価額評価損益通算金融資産および負債（続き）

(d)減損

ファンドは各決算日に、金融資産もしくはその集合が減損している客観的な証拠があるかを評価し、客観的な証拠がある場合には減損引当金を認識します。

債務者の重要な財務問題、債務者が破産やデフォルトに陥る可能性、もしくは返済の大幅な遅延が、金融資産の減損の客観的な証拠となります。減損引当金の金額は金融資産の簿価と独自の実効金利で割り引かれた予想将来キャッシュフローの現在価値の差額で、包括的利益計算書で認識されます。

2.4デリバティブ金融商品

差金決済取引、先物取引、オプション、および為替予約契約などのデリバティブは、デリバティブ取引が締結された日に公正価額で認識され、それ以後は公正価額で再測定されます。公正価額は、活況な市場で付いた市場価格もしくは店頭市場（以下、「OTC」）デリバティブ商品のディーラーの呼び値とします。デリバティブはすべて、公正価額がプラスの場合は資産として、マイナスの場合は負債として計上されます。

当初の認識におけるデリバティブの公正価額の最善の証拠は取引価格です（すなわち、付与されたまたは受領された対価の公正価値）。当初以後のデリバティブ商品の公正価額の変動は包括的利益計算書で速やかに認識されます。

2012年3月31日および2011年3月31日時点で、ファンドが保有するデリバティブは先物契約のみです。先物契約は、具体的には、日々の市場の清算価格に基づいて評価されます。未決済の先物契約の価額における変化は、当該契約が終了して実現利益（損失）が認識されるまでは、未実現利益（損失）として認識されます。

2.5金融資産および負債の公正価値の見積もり

活況な市場で取引される金融資産および負債（上場されているデリバティブや商品有価証券など）の公正価額は決算日の市場価格に基づきます。ファンドの保有する金融資産に使用される市場価格は現在の買い呼び値で、金融負債の適切な市場価格は現在の売り呼び値です。ファンドはデリバティブを保有し、市場リスクを相殺する場合、リスクポジションの相殺のため公正価額を定める基準として市場価格の仲値を使用し、適切な場合、この買い呼び値もしくは売り呼び値を正味のオープンポジションに適用します。

2.重要な会計方針の概要（続き）

2.5金融資産および負債の公正価値の見積もり（続き）

償却後原価で計上される流動金融資産および負債の公正価額はその簿価にほぼ相当します。

当ファンドは、2010年1月1日付けで修正IFRSを適用しました。これにより、当ファンドは公正価値測定に使用されたデータの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することが義務付けられています。この公正価値ヒエラルキーのレベルは次のとおりです。

- ・同一の資産又は負債についての取引が活発な市場における未修正の相場価値（レベル1）
- ・レベル1の相場価値以外のデータで、当該資産または負債について直接に観察可能（すなわち価値）または間接的に観察可能（すなわち価格から導き出せる）なもの（レベル2）
- ・資産又は負債のデータで観察可能な市場データに基づいてない（すなわち観察不能データ）もの（レベル3）

「観察可能」の構成要件を決定するために当ファンドは重要な判断を行う必要があります。当ファンドにおいては、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、常時配布又は更新され、信頼性が高く、検証可能で、客観性があり、関連する市場に活発に関与している独立した機関から提供される市場データと定義しています。

次の表は、2012年3月31日および2011年3月31日時点における公正価値で測定された当ファンドの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキー別の内訳です。

| 2012年3月31日 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 残高合計 |
|----------------|-------------------|------|------|-------------------|
| 資産 | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | | | | |
| - 米国債 | 90,982,328 | - | - | 90,982,328 |
| - 商品先物 | 2,198,442 | - | - | 2,198,442 |
| 資産合計 | 93,180,770 | - | - | 93,180,770 |
| 負債 | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | | | | |
| - 商品先物 | 4,618,848 | - | - | 4,618,848 |
| 負債合計 | 4,618,848 | - | - | 4,618,848 |

2.重要な会計方針の概要（続き）

2.5金融資産および負債の公正価値の見積もり（続き）

| 2011年3月31日 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 残高合計 |
|----------------|--------------------|------|------|--------------------|
| 資産 | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | | | | |
| - 米国債 | 140,956,480 | - | - | 140,956,480 |
| - 商品先物 | 7,485,137 | - | - | 7,485,137 |
| 資産合計 | 148,441,617 | - | - | 148,441,617 |
| 負債 | | | | |

公正価額評価損益通算金融負債

| | | | | |
|-------------|------------------|----------|----------|------------------|
| - 商品先物 | 3,380,879 | - | - | 3,380,879 |
| 負債合計 | 3,380,879 | - | - | 3,380,879 |

投資有価証券の評価は、取引が活発な市場における市場相場価格に基づいており、従ってレベル1に分類されます。当ファンドは、これらの金融商品について、相場価格を修正しません。

2.6金融商品の相殺

金融資産および負債は、認識された金額の相殺を法的に行使できる権利があり、また正味ベースで相殺するか、または資産の現金化および負債の償却を同時に行う意志がある場合に、相殺され、貸借対照表に純額で計上されます。

2.7ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、契約が締結されたが、決算日に未決済または未受渡しである売却有価証券の債権と購入有価証券の債務です。

ブローカーに対する債権および債務の金額は当初、公正価値で計上され、それ以後はブローカーに対する債権の減損引当金を差し引いて、実効利率法により償却後原価で測定されます。ブローカーに対する債権の減損引当金は、ファンドが当該ブローカーに対する債権全額を回収できないという客観的な証拠がある場合に設定されます。ブローカーの重大な財務問題、ブローカーが破産もしくは財務再編に陥る可能性、および債務不履行は、ブローカーに対する債権の金額が減損している指標とみなされています。

ブローカーに対する債権および債務は本来短期のもので、その簿価は公正価額にほぼ相当します。

2.重要な会計方針の概要（続き）

2.8現金および現金等価物

キャッシュフロー計算書での表示では、現金および現金等価物は価値の変動リスクの低い金融機関で保管される残高を含みます。

2.9未払費用

未払費用は当初、公正価額で認識され、それ以後は実効利率法により償却後原価で計上されます。

2.10買戻償却可能参加型株式

ファンドは、保有者の選択で買戻可能で、金融負債に分類される買戻消却可能参加型株式を発行しています。買戻消却可能参加型株式は、ファンドの純資産価額の持分割合に相当する現金で、随時、ファンドに買戻請求することができます。買戻消却可能参加型株式は、保有者がファンドに株式の買戻請求権を行使する場合、決算日に支払われる買戻額で計上されます。

買戻消却可能参加型株式は発行もしくは買戻時、ファンドの1株当たりの純資産価額に基づく価格で発行され、保有者の選択で買戻されます。ファンドの1株当たりの純資産価額は、買戻消却可能参

加型株式の株主に帰属する純資産を発行済み買戻消却可能参加型株式の総数で割ることにより算定します。ファンドの規則の規定にしたがって、投資ポジションは募集および買戻のための1株当たりの純資産価額の算定では直近の市場取引価格に基づいて評価されます。

2.11 利息収入

利息収入は実効利率法により時間の経過に応じて認識されます。

2.12 課税

ファンドはケイマン諸島を本籍地としています。

ケイマン諸島の現行法では、ファンドが支払う所得税、資産税、有価証券取引税、売上税、およびその他の税はありません。ファンドは概して、いかなる法域における所得税も課されないように運営されています。ファンドは投資収入に関して一部の国で源泉税を課されることがあります。投資収入の源泉税は、包括的利益計算書に総額で計上されます。

3. 金融リスク管理

3.1 金融商品の運用戦略

ファンドは投資取引に関与しており、投資活動により市場リスク（価格リスク、金利リスク、為替リスクなど）、信用リスク、および流動性リスクといった各種リスクにさらされています。

ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全体的な責任は運用会社が負います。運用会社はとりわけ、“RICI[?]”の変動に連動したリターンを上げることを目指します。

3.2 市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの変動や有価証券の価格変動といった市況の変動により金融商品の価値が下落するリスクです。

決算日時点のファンドの資産は主に米国債と、“RICI[?]”の構成比率に一致する上場商品先物の分散投資ポートフォリオで構成されます。

以下の表は、決算日時点のファンドの投資の市場エクスポージャー全体を要約したものです。

| | 2012年 | | 2011年 | |
|----------------------|----------------|------------------------------|----------------|------------------------------|
| | 公正価値 単位：米ドル | 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産に占める割合 | 公正価値 単位：米ドル | 買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産に占める割合 |
| 米国債 | 90,982,328 | 65.01 | 140,956,480 | 61.94 |
| 商品先物 - 正味ロングポジション | 2,198,442 | 1.57 | 7,485,137 | 3.29 |
| 商品先物 - 正味ロングポジション | (4,618,848) | (3.30) | (3,380,879) | (1.49) |

| | | | | |
|----|------------|-------|-------------|-------|
| 合計 | 88,561,922 | 63.28 | 145,060,738 | 63.74 |
|----|------------|-------|-------------|-------|

3.金融リスク管理(続き)

3.2市場リスク(続き)

3.2.1価格リスク

ファンドは、商品先物への投資による価格リスクにさらされています。商品先物の価格は変動が激しく、価格リスクはファンドが価格変動時に保有する市場ポジションを通じて負担する可能性のある潜在的な損失を表します。商品先物の価格変動は、需給関係の変化、天候、農業・貿易・財務・資金・為替管理に関する政府の制度および政策、政治的および経済的なイベントならびに政策、国内外の金利およびインフレ率の変動、通貨の切り下げおよび切り上げ、市場の心理に特に影響されます。

先物取引の売買時、ブローカーには取引金額に応じて当初証拠金が支払われます。先物取引の価値がその後変動した場合、ファンドは追証(追加証拠金)の支払い請求を受けるか、もしくは余剰証拠金および/または未実現利益を受領することになります。

先物取引で通常必要である低額の当初証拠金を預け入れることで、高いギヤ、すなわちレバレッジをかけることができます。したがって、先物取引の価格が相対的に少し変動すれば、当初証拠金として実際に預け入れられている資金に応じて高額の損益が生じることがあり、また預け入れられている証拠金を超す多額の損失が発生することもあります。先物市場は変動が激しく、ファンドは高い損失リスクにさらされています。

ファンドは商品に関連する金融商品に主に投資します。しかし、証拠金に基づいて算定される商品先物取引や商品先渡取引などの商品関連の金融商品の投資配分は、ファンドの総資産の約10 - 30% (いかなる場合でも50%未満とする)と予想されます。「証拠金に基づく算定」とは、関連する商品先物取引や商品先渡取引へのエクスポージャーではなく、関連する商品先物取引や商品先渡取引に関する証拠金支払額に基づいて行われる計算を意味します。

3.金融リスク管理(続き)

3.2市場リスク(続き)

3.2.1価格リスク(続き)

以下の表は、2012年3月31日現在の商品先物価格に関する為替レートの変動の影響など商品先物価格の変動に対する買戻消却可能参加型株式の株主に帰属するファンドの純資産の増減の潜在的な影響を要約したものです。

分析は、他の変数がすべて一定のまま、“ $RICI^?$ ”が2.97%(2011年:3.51%)増加し、5.30%(2011年:3.87%)減少し、また商品先物に関するファンドのポートフォリオの公正価値が“ $RICI^?$ ”との予想相関に応じて変動するとの想定に基づいています。これは“ $RICI^?$ ”の過去の変動を考慮し、ベンチマークである“ $RICI^?$ ”の合理的な変動に関する経営陣の最善の見積もりを表しています。

2012年 2011年
単位：米ドル 単位：米ドル

| | | |
|---|-------------|-------------|
| 指数上昇の買戻消却可能参加型株式の 株主に帰属する純資産への影響 指数上昇： 2.97% (2011年： 3.51%) | 4,130,727 | 7,959,367 |
| 指数下落の買戻消却可能参加型株式の 株主に帰属する純資産への影響 指数下落： 5.30% (2011年： 3.87%) | (7,376,301) | (8,775,712) |

3.2.2金利リスク

ファンドの利付き金融商品により、ファンドは当該金融商品の価値に対する市場金利の水準の変動、ならびにその結果としてのファンドの財務状況およびキャッシュフローに関するリスクにさらされています。金利リスクはファンドの市場リスクにおいて大きな割合を占めていませんが、ファンドの保有する米国債の総市場価値は短期の米国債にのみ投資していることから決算日現在の買戻消却可能参加型株式の保有者に帰属する純資産の65% (2011年：62%) を超えました。

運用会社は定期的に経済状況を評価し、金利の見通しの変化を監視し、満期の異なる米国債に投資し、またファンドの金利リスクを管理するために金利先物を利用することがあります。

以下の表は、キャッシュフロー金利リスクに対するファンドのエクスポージャーを要約したものです。契約による価格改定日もしくは満期日のいずれか早い日で分類されており、公正価額でのファンドの資産および取引負債を含みます。

3.金融リスク管理(続き)

3.2市場リスク(続き)

3.2.2金利リスク(続き)

| | 1ヶ月未満 単位：米ドル | 無利息 単位：米ドル | 総額 単位：米ドル |
|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 2012年3月31日 | | | |
| 資産 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | - | 93,180,770 | 93,180,770 |
| 証拠金取引口座 | 50,392,836 | - | 50,392,836 |
| その他の受取債権 | - | 100 | 100 |
| 現金および現金等価物 | 1,156,802 | - | 1,156,802 |
| 資産合計 | 51,549,638 | 93,180,870 | 144,730,508 |
| 負債 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | - | 4,618,848 | 4,618,848 |
| 株主に支払うべき価額 | - | - | - |
| 未払費用 | - | 149,792 | 149,792 |

| | | | |
|-------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 負債(買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産を除く) | - | 4,768,640 | 4,768,640 |
| 利息感応度差異合計 | 51,549,638 | 88,412,230 | 139,961,868 |
| | 1ヶ月未満 | 無利息 | 総額 |
| | 単位:米ドル | 単位:米ドル | 単位:米ドル |
| 2011年3月31日 | | | |
| 資産 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | - | 148,441,617 | 148,441,617 |
| 証拠金取引口座 | 81,630,675 | - | 81,630,675 |
| その他の受取債権 | - | 100 | 100 |
| 現金および現金等価物 | 3,685,745 | - | 3,685,745 |
| 資産合計 | 85,316,420 | 148,441,717 | 233,758,137 |
| 負債 | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | - | 3,380,879 | 3,380,879 |
| 株主に支払うべき価額 | - | 2,600,000 | 2,600,000 |
| 未払費用 | - | 201,930 | 201,930 |
| 負債(買戻消却可能参加型株式の株主に帰属する純資産を除く) | - | 6,182,809 | 6,182,809 |
| 利息感応度差異合計 | 85,316,420 | 142,258,908 | 227,575,328 |

ファンドは、利付き有価証券へのほぼすべての投資が短期の米国債であることから大きな公正価値金利リスクを負っていません。一般的な市場金利はその他の変数が一定のまま1%上昇/下落すると、短期の米国債の利息の増加/減少の結果としてその年の税引き後損失が約90万9,823米ドル(2011年:140万9,565米ドル)減少/増加します。

ファンドの金融資産および負債によるキャッシュフロー金利リスクへのエクスポージャーは主に現金と証拠金勘定からなり、これらは変動短期市場金利で保有されます。これらの残高に対する市場金利の変動の影響はファンドに大きな影響を与えるものではありません。

3.金融リスク管理(続き)

3.2市場リスク(続き)

3.2.3為替リスク

ファンドは機能通貨である米ドル以外の通貨建ての資産を保有しています。したがって、米ドル以外の通貨建ての有価証券の価値が為替レートの変動により変動することから、ファンドは為替リスクにさらされています。ファンドは為替リスクの一部を排除する目的で、為替変動をヘッジする為替契約もしくはオプションを随時活用することがあります。

以下の表は金融および非金融資産ならびに負債によるファンドの為替エクスポージャーを要約したもので、2012年3月31日および2011年3月31日時点の米ドル建てで表示しています。

| | 米ドル 米ドル | オーストラ リアドル 米ドル | カナダドル 米ドル | ユーロ 米ドル | 円 米ドル | その他 米ドル | 合計 |
|---|-------------|----------------------|--------------|------------|----------|------------|-------------|
| 2012年3月31日 | | | | | | | |
| 資産 | | | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | 93,066,797 | - | 68,287 | 45,686 | - | - | 93,180,770 |
| 証拠金取引口座 | 50,276,032 | - | 112,399 | 48,592 | (41,880) | (2,307) | 50,392,836 |
| その他の受取債権 | 100 | - | - | - | - | - | 100 |
| 現金および現金等価物 | 1,156,802 | - | - | - | - | - | 1,156,802 |
| | 144,499,731 | - | 180,686 | 94,278 | (41,880) | (2,307) | 144,730,508 |
| 負債 | | | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | 4,614,688 | - | - | - | 4,160 | - | 4,618,848 |
| 株主に支払われるべき価額 | - | - | - | - | - | - | - |
| 未払費用 | 109,219 | - | - | - | - | 40,573 | 149,792 |
| 負債合計 (買戻消却可能参加型株式の 株主に帰属する純資産を除く) | 4,723,907 | - | - | - | 4,160 | 40,573 | 4,768,640 |
| 正味為替エクスポージャー | 139,775,824 | - | 180,686 | 94,278 | (46,040) | (42,880) | 139,961,868 |

| | 米ドル 米ドル | オーストラ リアドル 米ドル | カナダドル 米ドル | ユーロ 米ドル | 円 米ドル | その他 米ドル | 合計 |
|---|-------------|----------------------|--------------|------------|-----------|------------|-------------|
| 2011年3月31日 | | | | | | | |
| 資産 | | | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融資産 | 148,360,183 | 24,125 | 8,630 | 36,226 | 12,453 | - | 148,441,617 |
| 証拠金取引口座 | 82,013,002 | - | (42,766) | (170,821) | (165,759) | (2,981) | 81,630,675 |
| その他の受取債権 | 100 | - | - | - | - | - | 100 |
| 現金および現金等価物 | 3,685,745 | - | - | - | - | - | 3,685,745 |
| | 234,059,030 | 24,125 | (34,136) | (134,595) | (153,306) | (2,981) | 233,758,137 |
| 負債 | | | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | 3,331,290 | - | 4,899 | 44,690 | - | - | 3,380,879 |
| 株主に支払われるべき価額 | 2,600,000 | - | - | - | - | - | 2,600,000 |
| 未払費用 | 161,885 | - | - | - | - | 40,045 | 201,930 |
| 負債合計 (買戻消却可能参加型株式の 株主に帰属する純資産を除く) | 6,093,175 | - | 4,899 | 44,690 | - | - | 6,182,809 |
| 正味為替エクスポージャー | 227,965,855 | 24,125 | (39,035) | (179,285) | (153,306) | (43,026) | 227,575,328 |

3.金融リスク管理(続き)

3.2市場リスク(続き)

3.2.3為替リスク(続き)

ファンドは、ほぼすべての金融資産および負債が機能通貨建てであることから大きな為替リスクを負っていません。為替リスクの感応度分析は記載しません。

3.3流動性リスク

ファンドは日常的に株式の現金買戻にさらされています。ファンドは自らの資産の大半を活況な市場で取引される投資商品に投資しています。未上場株式、私募発行株式、不動産株式への投資は15%の偏差制限内で可能です。

継続的な資金源を確保するため、専任者が十分な現金資源および流動資産が返済期限の到来した債務を履行できるようにファンドの流動性の日常的な監視について責任を負います。

ファンドは、店頭市場で取引されるデリバティブ取引に随時投資することがあります。店頭市場で取引されるデリバティブ取引は組織化された市場で取引されておらず、また流動性が低いことがあります。したがって、ファンドは必要な流動性を満たすため、または特定の発行体の信用度悪化などの特殊なイベントに対応するために、公正価値に近い金額で当該デリバティブ取引への投資を速やかに換金できないことがあります。

以下の表は、決算日現在の契約上の満期日までの残存期間に基づいてファンドの金融負債を満期区分に分類したものです。表の金額は、契約に基づく割引前キャッシュフローです。1年以内の返済予定残高は、割引の影響が大きいことから予想価値にほぼ相当します。

| | 要求払い 単位:米ドル | 1ヶ月未満 単位:米ドル | 1-3ヶ月 単位:米ドル | 3ヶ月超 単位:米ドル | 合計 単位:米ドル |
|---|--------------------|------------------|------------------|----------------|--------------------|
| 2012年3月31日 | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | - | 2,057,639 | 2,351,235 | 209,974 | 4,618,848 |
| 未払費用 | - | 149,792 | - | - | 149,792 |
| 買戻消却可能参加型株式の株主に 帰属する純資産（直近の市場 取引価格） | 140,321,800 | - | - | - | 140,321,800 |
| 金融負債合計 | 140,321,800 | 2,207,431 | 2,351,235 | 209,974 | 145,090,440 |

3. 金融リスク管理（続き）

3.3流動性リスク（続き）

| | 要求払い 単位:米ドル | 1ヶ月未満 単位:米ドル | 1-3ヶ月 単位:米ドル | 3ヶ月超 単位:米ドル | 合計 単位:米ドル |
|---|--------------------|------------------|------------------|----------------|--------------------|
| 2011年3月31日 | | | | | |
| 公正価額評価損益通算金融負債 | - | 1,327,864 | 1,914,837 | 138,178 | 3,380,879 |
| 株主に支払われるべき価額 | - | 2,600,000 | - | - | 2,600,000 |
| 未払費用 | - | 201,930 | - | - | 201,930 |
| 買戻消却可能参加型株式の株主に 帰属する純資産（直近の市場 取引価格） | 227,291,185 | - | - | - | 227,291,185 |
| 金融負債合計 | 227,291,185 | 4,129,794 | 1,914,837 | 138,178 | 233,473,994 |

買戻消却可能参加型株式は保有者の選択により買戻可能です。

3.4信用リスクおよびカウンターパーティ・リスク

ファンドは、発行体、ブローカー、資産保管会社、銀行といったカウンターパーティとの取引などの信用リスクにさらされています。信用リスクとは、カウンターパーティが支払期限に全額を返済できないリスクです。

決算日までに発生した損失は、もしあれば、減損引当金が設定されます。運用会社は適切な信用スクリーニングや信用リスクの監視の手続きを設けています。

米国債の取引はすべて、認可ブローカーによる受渡しにより決済・支払が行われます。米国債の受渡しはブローカーの支払受領後に速やかに行われることから、デフォルトリスクは低いとみなされています。支払いは、ブローカーが米国債を受領すると直ちに行われます。当事者の一方が債務を履行しない場合、取引は成立しません。

以下の表は、決算日現在の主なカウンターパーティに対する保有金融資産の割合を要約したものです。

| | 純資産価値に占める割合(%) | Moody'sの信用格付 |
|---------------------|----------------|--------------|
| 2012年3月31日 | | |
| <u>銀行</u> | | |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロン | 0.83 | Aa3 |
| <u>資産保管会社</u> | | |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロン | 65.01 | Aa3 |
| <u>ブローカー</u> | | |
| ニューエッジ ¹ | 34.28 | 格付けなし |

3.金融リスク管理(続き)

3.4信用リスクおよびカウンターパーティ・リスク(続き)

| | | |
|-------------------|-------|-------|
| 2011年3月31日 | | |
| <u>銀行</u> | | |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロン | 1.62 | Aa2 |
| <u>資産保管会社</u> | | |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロン | 61.94 | Aa2 |
| <u>ブローカー</u> | | |
| ニューエッジ | 37.67 | 格付けなし |

¹ ニューエッジはクレディ・アグリコル・CIBとソシエテ ジェネラルが均等保有する合弁会社です。ムーディーズの信用格付けはクレディ・アグリコル・CIB がAa3(2011年:Aa3)、ソシエテ ジェネラルがA1(2011年:Aa2)です。

決算日現在の信用リスクの最大エクスポージャーは金融資産の簿価です。

4.公正価額評価損益通算金融資産および負債の公正価額の純変動

| | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会 計期間 単位：米ドル |
|-------------------------|--|--|
| 公正価額評価損益通算金融資産の公正価額の純変動 | | |
| - 実現 | (14,278,016) | 80,405,573 |
| - 未実現 | (6,577,419) | (4,728,689) |
| 利益 / (損失) 合計 | (20,855,435) | 75,676,884 |

5.公正価額評価損益通算金融資産

| | 2012年 単位：米ドル | 2011年 単位：米ドル |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 米国債 | 90,982,328 | 140,956,480 |
| 商品先物 - 正味ロングポジション（注記10） | 2,198,442 | 7,485,137 |
| 公正価額評価損益通算金融資産合計 | 93,180,770 | 148,441,617 |

6.証拠金取引口座

証拠金取引口座は、ブローカーで保管される上場先物取引の証拠金の預託額です。先物取引の売買時に、その取引の取引金額に基づいて、当初証拠金がブローカーに支払われます。それ以後、取引の価値が変動すると、ファンドは追加証拠金（追い証）の支払い請求を受けるか、または余剰証拠金および/または未実現利益を受け取ります。

7.現金および現金等価物

| | 2012年 単位：米ドル | 2011年 単位：米ドル |
|------|-----------------|-----------------|
| 銀行預金 | 1,156,802 | 3,685,745 |

現金および現金等価物は、資産保管会社に預託されている資金です。決算日現在の現金および現金等価物の簿価はその公正価値にほぼ相当します。

8.株式資本

(a) 授権株式資本

ファンドには、額面1米ドル（2011年：1米ドル）の100株（2011年：100株）の経営者株式と額面

0.01米ドル(2011年:0.01米ドル)の5,999万株(2011年:5,999万株)の無議決権買戻消却可能参加型株式で構成される60万米ドル(2011年:60万米ドル)の授權株式資本があります。

(b) 経営者株式

| | 2012年 | | 2011年 | |
|-------------------------------|-------|-----|-------|-----|
| | 株式数 | 米ドル | 株式数 | 米ドル |
| 授權: | | | | |
| 1株1米ドルの経営者株式 (2011年:1米ドル) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 発行されているが、 全額払い込まれていない: | | | | |
| 1株1米ドルの経営者株式 (2011年:各1米ドル) | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 期首および期末残高 | 100 | 100 | 100 | 100 |

8. 株式資本(続き)

(b) 経営者株式(続き)

経営者株式は、運用会社に関連する者に発行されています。ファンドの会合に出席する経営者株式の保有者は、自らの保有する経営者株式1株につき1票を投票できます。清算時、保有者が自らの各払込済み資本の返還を受けることができるのは、株式に関する払込資本の返還およびファンドの余剰資産の支払い、その後の買戻消却可能参加型株式の資本の返還が行われた後です。経営者株式は参加型ではなく、買戻償却されず、ファンドの貸借対照表では株式資本に分類されます。

(c) 買戻消却可能参加型株式

買戻消却可能参加型株式には議決権はなく、株主の選択で買戻され、金融負債に分類されます。買戻消却可能参加型株式の配当は、包括的利益計算書では金融費用として認識されます。

買戻消却可能参加型株式は、ファンドの目論見書に記載される方法により、ファンドの純資産価値の持分割合に相当する現金で、ファンドに買戻請求することができます。買戻消却可能参加型株式は、株主が株式をファンドに買戻請求権を行使する場合、決算日に支払われる買戻額で計上されます。

取締役会は、シンガポールで運用・管理される買戻消却可能参加型株式の各クラスに関する別のポートフォリオもしくはサブファンドを設立・保有することができます。ファンドは現在、1クラスの買戻消却可能参加型株式(“RICI[?]” class A)のみを保有しており、2名の株主(2011年:2名の株主)によって所有されております。また、“RICI[?]” class Aに関する異なる買戻消却可能参加型株式を発行する予定はありません。

ファンドには確定している配当予定はありません。清算時には、株主は自らの各払込済み資本の返還およびファンドの余剰資産に関して株主間で公平に権利を有します。

募集および買戻のファンドの純資産価値を算定するため、投資は関連する営業日の営業終了時点の直近の市場取引価格に基づいて評価されます。買い/売り呼び値での決算日現在の買戻消却可能参加型株式の株主に帰属するファンドの純資産の調整は、包括的利益計算書と買戻償却可能参加型株式の株主に帰属する純資産変動計算書に記載されています。

9. 公正価額評価損益通算金融負債

| | 2012年 単位：米ドル | 2011年 単位：米ドル |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 商品先物 - 正味ロングポジション | 4,618,848 | 3,380,879 |

10. デリバティブ金融商品

ファンドの期末デリバティブ金融商品は以下の通りです。

| | 名目元本 単位：米ドル | 公正価値 | |
|-------------------|----------------|--------------|--------------|
| | | 資産 単位：米ドル | 負債 単位：米ドル |
| 2012年3月31日 | | | |
| 商品先物 | 140,271,907 | 2,198,442 | (4,618,848) |
| 2011年3月31日 | | | |
| 商品先物 | 226,762,595 | 7,485,137 | (3,380,879) |

商品先物取引は、特定の時間に特定の場所で各種商品を将来受渡しする取決めです。当該取決めは、承認された商品の受渡し（もしくは一部の取引では現金決算）または指定受渡日前の同じ（もしくは関連）取引所での同等の先物取引の売買の決済により履行されます。先物取引の売買時、その取引の取引金額に基づいて、当初証拠金がブローカーに支払われます。それ以後、当該先物取引の価値が変動すると、ファンドは追加証拠金（追い証）の支払い請求を受けるか、または余剰証拠金および/または未実現利益を受け取ります。

11. 未払費用

| | 2012年 単位：米ドル | 2011年 単位：米ドル |
|----------|-----------------|-----------------|
| 未払管理報酬 | 14,828 | 23,091 |
| 未払資産保管報酬 | 1,019 | 1,585 |
| 未払運用会社報酬 | 79,891 | 130,275 |

| | | |
|---------------|----------------|----------------|
| 未払監査費用 | 45,897 | 45,370 |
| 未払レギュレーター年間報酬 | 8,157 | 1,609 |
| | <u>149,792</u> | <u>201,930</u> |

11. 未払費用(続き)

未払費用の簿価は、決算日のその公正価値にほぼ相当します。

12. 利害関係者取引

当事者は、ある当事者が他の当事者を支配できる、または財務上もしくは経営上の決定に関して他の当事者に大きな影響力を行使できる場合に関係があるとみなされます。

財務諸表で別途開示されている以外に、次の利害関係者取引が本会計期間に行われました。

(a) 運用会社報酬

| | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会 計期間 単位：米ドル |
|--------|--|--|
| 運用会社報酬 | 1,055,212 | 1,984,073 |

運用会社報酬は、運用会社に支払われた報酬です。運用会社は、以下の表の割合に基づいて金額が算定される多段階の運用会社報酬を受け取る権利を有します。

| ファンドの純資産価額 | 純資産価額に対する割合 |
|--------------|-------------|
| 1億米ドル以下 | 0.66% |
| 1億米ドルから3億米ドル | 0.67% |
| 3億米ドル以上 | 0.69% |

(b) 管理報酬

| | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会 計期間 単位：米ドル |
|------|--|--|
| 管理報酬 | 197,292 | 343,442 |

12. 利害関係者取引(続き)

(b)管理報酬（続き）

ファンドは、ファンドの日常の管理について責任を負う管理事務代行会社にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店を任命しました。管理事務代行会社は5万4,000米ドルを年間下限金額として、以下の表の割合に基づいて金額が算定される多段階の管理報酬を受け取る権利を有します。

| ファンドの純資産価額 | 純資産価額に対する割合 |
|--------------|-------------|
| 1億米ドル以下 | 0.12% |
| 1億米ドルから3億米ドル | 0.11% |
| 3億米ドル以上 | 0.09% |

報酬の年間下限金額はファンドの設立から当初6ヶ月間は適用されません。

(c)資産保管報酬

| | 2011年4月1日 から2012年3月 31日までの会計 期間 単位：米ドル | 2010年4月1日 から2011年3月 31日までの会 計期間 単位：米ドル |
|--------|--|--|
| 資産保管報酬 | 20,842 | 32,537 |

ファンドは、資産保管サービスの提供に関してザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下、「資産保管会社」）と契約しました。資産保管報酬は、保管手数料、取引手数料、送金手数料、およびその他の手数料です。資産保管報酬は、年間1万2,000米ドルを下限金額として、保管資産の年0.0125%と取引当たり15米ドルの取引手数料です。

13. 契約債務および偶発債務

2012年3月31日および2011年3月31日時点で、ファンドに重要な契約債務および偶発債務はありませんでした。

[次へ](#)

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成24年10月25日現在 | 平成25年4月25日現在 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 795,594,110 | 576,498,802 |
| 国債証券 | 2,299,783,837 | 6,899,308,015 |
| 流動資産合計 | 3,095,377,947 | 7,475,806,817 |
| 資産合計 | 3,095,377,947 | 7,475,806,817 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 流動負債合計 | - | - |
| 負債合計 | - | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 3,040,669,763 | 7,339,970,096 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 54,708,184 | 135,836,721 |
| 元本等合計 | 3,095,377,947 | 7,475,806,817 |
| 純資産合計 | 3,095,377,947 | 7,475,806,817 |
| 負債純資産合計 | 3,095,377,947 | 7,475,806,817 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 区分 | 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区分 | 平成24年10月25日現在 | 平成25年4月25日現在 |
|--|----------------|-----------------|
| 1. 1 期首 | 平成24年4月26日 | 平成24年10月26日 |
| 期首元本額 | 3,241,076,960円 | 3,040,669,763円 |
| 期中追加設定元本額 | 826,906,431円 | 12,716,097,344円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,027,313,628円 | 8,416,797,011円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワノ“RICI®”コモ ディティ・ファンド | 8,931,319円 | 28,569,968円 |
| ダイワファンドラップ コモ ディティセレクト | 23,865,228円 | 23,865,228円 |
| ダイワ米国株ストラテジー （通貨選択型） - トリプルリ ターンズ - 日本円・コース （毎月分配型） | 132,757円 | 132,757円 |

| | | |
|---|----------------|-------------|
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 豪ドル・コース (毎月分配型) | 643,132円 | 643,132円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - ブラジル・リアル ・コース(毎月分配型) | 4,401,613円 | 4,401,613円 |
| ダイワ米国株ストラテジー (通貨選択型) - トリプルリ ターンズ - 米ドル・コース (毎月分配型) | 12,784円 | 12,784円 |
| ダイワノフィデリティ北米株式 ファンド - パラダイムシフト - | - 円 | 49,096,623円 |
| ダイワ・コモディティインデッ クス・ファンド(ジム・ロ ジャーズ世界探検記) | 10,780,649円 | 10,780,649円 |
| ブルベア・マネー・ポートフォ リオ | 2,766,855,923円 | - 円 |
| ダイワFEグローバル・バ リュ株ファンド(ダイワSM A専用) | 27,634,047円 | 27,634,047円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)ブラジル・レ アル・コース(毎月分配型) | 98,290,744円 | 98,290,744円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)日本円・コース (毎月分配型) | 23,590,527円 | 23,590,527円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)米ドル・コース (毎月分配型) | 2,163,360円 | 2,163,360円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)豪ドル・コース (毎月分配型) | 13,761,552円 | 13,761,552円 |
| ダイワノUBSエマージングC Bファンド | 4,951,720円 | 4,951,720円 |
| ダイワノアムンディ食糧増産関 連ファンド | 24,591,777円 | 24,591,777円 |
| ダイワ日本リート・ファンド・ マネー・ポートフォリオ | 26,231,191円 | 85,154,946円 |
| ダイワ新興国ハイインカム・プ ラス - 金積立型 - | - 円 | 11,784,347円 |
| ダイワ新興国ハイインカム債券 ファンド(償還条項付き)為替 ヘッジあり | - 円 | 23,568,693円 |
| ダイワ新興国ハイインカム債券 ファンド(償還条項付き)為替 ヘッジなし | - 円 | 26,514,780円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)南アフリカ・ラ ンド・コース(毎月分配型) | 98,252円 | 98,252円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)トルコ・リラ・ コース(毎月分配型) | 2,554,212円 | 2,554,212円 |
| ダイワ米国高金利社債ファンド (通貨選択型)通貨セレクト・ コース(毎月分配型) | 1,178,976円 | 1,178,976円 |

| | | |
|------------------------------------|----------------|----------------|
| ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）株式コース | - 円 | 98,203円 |
| ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）通貨コース | - 円 | 98,203円 |
| ダイワ・オーストラリア高配当株（毎月分配型）株式&通貨ツイン コース | - 円 | 982,029円 |
| ブルベア・マネー・ポートフォリオ | - 円 | 6,875,450,974円 |
| 計 | 3,040,669,763円 | 7,339,970,096円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 3,040,669,763口 | 7,339,970,096口 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成24年10月26日 至 平成25年4月25日 |
|----------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成25年4月25日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成24年10月25日現在 | 平成25年4月25日現在 |
|------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 353,437 | 421,015 |
| 合計 | 353,437 | 421,015 |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成23年12月10日から平成24年10月25日まで、及び平成24年12月11日から平成25年4月25日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 平成24年10月25日現在 | 平成25年4月25日現在 |
|---------------|--------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(1口当たり情報)

| | 平成24年10月25日現在 | 平成25年4月25日現在 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0180円 (10,180円) | 1.0185円 (10,185円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 (円) | 評価額 (円) | 備考 |
|---------|--------------|---------------|---------------|----|
| 国債証券 | 3 4 2 国庫短期証券 | 400,000,000 | 399,987,280 | |
| | 3 4 4 国庫短期証券 | 1,000,000,000 | 999,962,960 | |
| | 3 4 8 国庫短期証券 | 400,000,000 | 399,980,571 | |
| | 3 5 0 国庫短期証券 | 600,000,000 | 599,963,880 | |
| | 3 5 1 国庫短期証券 | 1,800,000,000 | 1,799,803,575 | |
| | 3 5 5 国庫短期証券 | 1,500,000,000 | 1,499,814,526 | |
| | 3 5 6 国庫短期証券 | 500,000,000 | 499,951,203 | |
| | 3 5 9 国庫短期証券 | 700,000,000 | 699,844,020 | |
| 国債証券 合計 | | | 6,899,308,015 | |
| 合計 | | | 6,899,308,015 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年5月31日

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 2,401,042,265円 |
| 負債総額 | 297,037,597円 |
| 純資産総額（ - ） | 2,104,004,668円 |
| 発行済数量 | 4,127,111,289口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 0.5098円 |

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年5月31日

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 8,691,406,988円 |
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額（ - ） | 8,691,406,988円 |
| 発行済数量 | 8,532,894,614口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1.0186円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 4 | 84,379 |
| 追加型株式投資信託 | 429 | 9,264,337 |
| 株式投資信託 合計 | 433 | 9,348,717 |
| 単位型公社債投資信託 | - | - |
| 追加型公社債投資信託 | 17 | 2,848,195 |
| 公社債投資信託 合計 | 17 | 2,848,195 |
| 総合計 | 450 | 12,196,912 |

3 【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 3,745,233 | 14,380,327 |
| 有価証券 | 19,655,070 | 9,427,636 |
| 前払金 | 314 | 207 |
| 前払費用 | 90,562 | 142,919 |
| 未収入金 | 11,931 | 521,825 |
| 未収委託者報酬 | 6,516,540 | 7,183,011 |
| 未収収益 | 55,102 | 106,914 |
| 貯蔵品 | 11,888 | 9,551 |
| 繰延税金資産 | 630,508 | 491,727 |
| その他 | 190,450 | 8,445 |
| 流動資産計 | 30,907,602 | 32,272,567 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,003,450 |
| 建物（純額） | 513,162 | 26,257 |
| 器具備品（純額） | 484,571 | 222,274 |
| リース資産（純額） | - | 5,726 |
| 建設仮勘定 | 5,715 | - |
| 無形固定資産 | 2,870,849 | 3,194,512 |
| ソフトウェア | 2,173,517 | 3,132,238 |
| ソフトウェア仮勘定 | 684,878 | 50,423 |
| 電話加入権 | 11,850 | 11,850 |
| 商標権 | 132 | - |
| その他 | 471 | - |
| 投資その他の資産 | 16,375,520 | 15,113,434 |
| 投資有価証券 | 10,034,136 | 8,342,934 |
| 関係会社株式 | 5,141,069 | 5,141,069 |
| 出資金 | 136,315 | 136,315 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 112,674 | 92,527 |

| | | | | |
|-----------|---|------------|---|------------|
| 差入保証金 | | 542,920 | | 1,000,820 |
| 長期前払費用 | | 8,478 | | 7,376 |
| 投資不動産(純額) | 1 | 409,876 | 1 | 402,340 |
| 貸倒引当金 | | 9,950 | | 9,950 |
| 固定資産計 | | 20,249,820 | | 18,562,205 |
| 資産合計 | | 51,157,423 | | 50,834,773 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | - | 1,227 |
| 預り金 | 55,551 | 56,491 |
| 未払金 | 7,194,946 | 6,795,899 |
| 未払収益分配金 | 17,954 | 10,333 |
| 未払償還金 | 88,334 | 113,002 |
| 未払手数料 | 3,386,380 | 3,764,501 |
| その他未払金 | 2 | 2,908,061 |
| 未払費用 | 3,313,011 | 3,383,551 |
| 未払法人税等 | 963,539 | 588,040 |
| 未払消費税等 | 229,365 | 189,139 |
| 賞与引当金 | 307,000 | 841,300 |
| 本社移転関連費用引当金 | 346,425 | - |
| 資産除去債務 | 292,000 | - |
| その他 | 87,535 | - |
| 流動負債計 | 12,789,375 | 11,855,648 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 4,494 |
| 退職給付引当金 | 1,670,344 | 1,935,442 |
| 役員退職慰労引当金 | 68,068 | 67,410 |
| 繰延税金負債 | 1,782,558 | 1,740,407 |
| 固定負債計 | 3,520,970 | 3,747,753 |
| 負債合計 | 16,310,345 | 15,603,402 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 7,715,116 | 7,722,723 |
| 利益剰余金合計 | 8,089,414 | 8,097,020 |
| 株主資本合計 | 34,759,414 | 34,767,020 |
| 評価・換算差額等 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | 33,879 | 464,350 |
| 繰延ヘッジ損益 | 53,783 | - |
| 評価・換算差額等合計 | 87,663 | 464,350 |
| 純資産合計 | 34,847,077 | 35,231,371 |
| 負債・純資産合計 | 51,157,423 | 50,834,773 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|--------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 72,931,048 | 73,498,726 |
| その他営業収益 | 401,212 | 526,465 |
| 営業収益計 | 73,332,260 | 74,025,191 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 41,050,089 | 41,213,272 |
| 広告宣伝費 | 709,853 | 604,864 |
| 公告費 | 699 | 949 |
| 受益証券発行費 | 74 | - |
| 調査費 | 7,993,144 | 8,116,701 |
| 調査費 | 878,635 | 824,915 |
| 委託調査費 | 7,114,509 | 7,291,786 |
| 委託計算費 | 733,156 | 807,090 |
| 営業雑経費 | 1,651,996 | 1,280,599 |
| 通信費 | 205,421 | 206,564 |
| 印刷費 | 472,511 | 404,023 |
| 協会費 | 52,117 | 53,643 |
| 諸会費 | 11,971 | 11,281 |
| その他営業雑経費 | 909,973 | 605,086 |
| 営業費用計 | 52,139,015 | 52,023,478 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 4,452,711 | 5,264,128 |
| 役員報酬 | 209,630 | 249,180 |
| 給料・手当 | 3,646,155 | 3,782,533 |
| 賞与 | 289,926 | 391,114 |
| 賞与引当金繰入額 | 307,000 | 841,300 |
| 福利厚生費 | 728,342 | 809,254 |
| 交際費 | 71,356 | 55,806 |
| 寄付金 | 591 | 636 |
| 旅費交通費 | 215,939 | 196,147 |
| 租税公課 | 171,533 | 206,178 |
| 不動産賃借料 | 727,939 | 887,968 |
| 退職給付費用 | 422,030 | 469,713 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 27,988 | 38,970 |
| 固定資産減価償却費 | 1,107,222 | 1,181,438 |
| 諸経費 | 1,077,041 | 1,094,627 |
| 一般管理費計 | 9,002,696 | 10,204,869 |
| 営業利益 | 12,190,548 | 11,796,843 |

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) | |
|----------------|---|------------|---|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 1 | 74,753 | 1 | 257,704 |
| 有価証券利息 | | 13,537 | | 11,102 |
| 受取利息 | | 2,771 | | 10,598 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 42,189 | | 21,305 |
| 投資有価証券売却益 | | 117,695 | | 279,443 |
| 有価証券償還益 | | 68,106 | | 101,052 |
| その他 | | 54,685 | | 44,912 |
| 営業外収益計 | | 373,739 | | 726,118 |
| 営業外費用 | | | | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 2,182 | | 19,392 |
| 投資有価証券売却損 | | 95,389 | | 36,469 |
| 有価証券償還損 | | 67,873 | | 33,338 |
| 投資不動産管理費用 | | 16,454 | | 16,271 |
| その他 | | 49,191 | | 23,111 |
| 営業外費用計 | | 231,091 | | 128,584 |
| 経常利益 | | 12,333,196 | | 12,394,377 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | - | | 39,827 |
| 固定資産売却益 | | - | | 31 |
| その他 | | - | | 16,466 |
| 特別利益計 | | - | | 56,325 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 4,871 | 2 | 129,816 |
| 減損損失 | 3 | 76,217 | 3 | - |
| 有価証券評価損 | | 211,376 | | - |
| 本社移転関連費用 | | 346,425 | | 1,099,913 |
| その他 | | 19,547 | | 14,428 |
| 特別損失計 | | 658,438 | | 1,244,158 |
| 税引前当期純利益 | | 11,674,757 | | 11,206,544 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 5,254,642 | | 4,286,691 |
| 法人税等調整額 | | 602,832 | | 109,902 |
| 法人税等合計 | | 4,651,809 | | 4,176,789 |
| 当期純利益 | | 7,022,948 | | 7,029,755 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 15,174,272 | 15,174,272 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 11,495,727 | 11,495,727 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 374,297 | 374,297 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 374,297 | 374,297 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 9,874,176 | 7,715,116 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 9,182,008 | 7,022,149 |
| 当期純利益 | 7,022,948 | 7,029,755 |
| 当期変動額合計 | 2,159,059 | 7,606 |
| 当期末残高 | 7,715,116 | 7,722,723 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 10,248,473 | 8,089,414 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 9,182,008 | 7,022,149 |
| 当期純利益 | 7,022,948 | 7,029,755 |
| 当期変動額合計 | 2,159,059 | 7,606 |
| 当期末残高 | 8,089,414 | 8,097,020 |

（単位：千円）

| | 前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） | 当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日） |
|-------------------------|---|---|
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 36,918,473 | 34,759,414 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 9,182,008 | 7,022,149 |
| 当期純利益 | 7,022,948 | 7,029,755 |
| 当期変動額合計 | 2,159,059 | 7,606 |
| 当期末残高 | 34,759,414 | 34,767,020 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 104,040 | 33,879 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 137,920 | 430,470 |
| 当期変動額合計 | 137,920 | 430,470 |
| 当期末残高 | 33,879 | 464,350 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 85,902 | 53,783 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 32,119 | 53,783 |
| 当期変動額合計 | 32,119 | 53,783 |
| 当期末残高 | 53,783 | - |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 18,137 | 87,663 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 105,800 | 376,686 |
| 当期変動額合計 | 105,800 | 376,686 |
| 当期末残高 | 87,663 | 464,350 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 36,900,336 | 34,847,077 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 9,182,008 | 7,022,149 |
| 当期純利益 | 7,022,948 | 7,029,755 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 105,800 | 376,686 |
| 当期変動額合計 | 2,053,258 | 384,293 |
| 当期末残高 | 34,847,077 | 35,231,371 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

（4）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に依りて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

5．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 建物 | 986,089千円 | 15,528千円 |
| 器具備品 | 2,234,738千円 | 250,072千円 |
| リース資産 | - | 409千円 |
| 投資建物 | 712,587千円 | 724,130千円 |
| 投資器具備品 | 22,398千円 | 23,691千円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 未払金 | 3,577,654千円 | 2,883,398千円 |

3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------|--|--|
| 受取配当金 | - | 185,280千円 |

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 建物 | - | 546千円 |
| 器具備品 | 4,812千円 | 128,892千円 |
| 無形固定資産（その他） | - | 377千円 |
| 投資不動産 | 59千円 | - |
| 計 | 4,871千円 | 129,816千円 |

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 （百万円） | 1株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成23年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 9,182 | 3,520 | 平成23年 3月31日 | 平成23年 6月27日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 2,692円
 基準日 平成24年3月31日
 効力発生日 平成24年6月26日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合 計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当 の総額 （百万円） | 1株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 7,022 | 2,692 | 平成24年 3月31日 | 平成24年 6月26日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 7,027百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 2,694円 |
| 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用してはいたしましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「 2 . 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（ <注 2>参照のこと）。

前事業年度（平成24年 3月31日現在）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------------|--------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 3,745,233 | 3,745,233 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 6,516,540 | 6,516,540 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 28,525,516 | 28,525,516 | - |
| 資産計 | 38,787,291 | 38,787,291 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,386,380 | 3,386,380 | - |
| (2) その他未払金 | 3,702,277 | 3,702,277 | - |
| (3) 未払費用（* 1） | 2,764,494 | 2,764,494 | - |
| 負債計 | 9,853,152 | 9,853,152 | - |
| デリバティブ取引（* 2） | (87,535) | (87,535) | - |

（* 1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（* 2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--|--------------|----|----|
| | | | |

| | | | |
|----------------------------|------------|------------|---|
| (1) 現金・預金 | 14,380,327 | 14,380,327 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 7,183,011 | 7,183,011 | - |
| (3) 未収入金 | 521,825 | 521,825 | - |
| (4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 16,711,401 | 16,711,401 | - |
| 資産計 | 38,796,567 | 38,796,567 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,764,501 | 3,764,501 | - |
| (2) その他未払金 | 2,908,061 | 2,908,061 | - |
| (3) 未払費用(*1) | 2,782,587 | 2,782,587 | - |
| 負債計 | 9,455,149 | 9,455,149 | - |

(*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) 其他有価証券 非上場株式 | 1,163,689 | 1,059,169 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式 | 5,141,069 | 5,141,069 |
| (3) 差入保証金 | 542,920 | 1,000,820 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 3,745,233 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,516,540 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 836,311 | 2,069,432 | 4,320,954 | - |
| 合計 | 11,098,084 | 2,069,432 | 4,320,954 | - |

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 14,380,327 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 7,183,011 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | - | 1,434,397 | 4,840,276 | - |
| 合計 | 21,563,339 | 1,434,397 | 4,840,276 | - |

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価 （千円） | 差額 （千円） |
|-------------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | |
| その他 | | | |

| | | | |
|----------------------|------------|------------|---------|
| 証券投資信託の受益証券 | 6,864,572 | 6,497,516 | 367,056 |
| 小計 | 6,864,572 | 6,497,516 | 367,056 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| （１）株式 | 49,871 | 55,101 | 5,230 |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 21,611,072 | 21,918,194 | 307,122 |
| 小計 | 21,660,944 | 21,973,296 | 312,352 |
| 合計 | 28,525,516 | 28,470,813 | 54,703 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年 3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価 （千円） | 差額 （千円） |
|----------------------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （１）株式 | 93,459 | 55,101 | 38,357 |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 6,224,312 | 5,440,857 | 783,455 |
| 小計 | 6,317,771 | 5,495,959 | 821,812 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 小計 | 10,393,629 | 10,493,953 | 100,323 |
| 合計 | 16,711,401 | 15,989,912 | 721,489 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

| 種類 | 売却額 （千円） | 売却益の合計額 （千円） | 売却損の合計額 （千円） |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 16,215,351 | 117,695 | 95,389 |
| 合計 | 16,215,351 | 117,695 | 95,389 |

当事業年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

| 種類 | 売却額 （千円） | 売却益の合計額 （千円） | 売却損の合計額 （千円） |
|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| （１）株式 | 141,128 | 39,827 | - |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託の受益証券 | 28,114,625 | 279,443 | 36,469 |

| | | | |
|----|------------|---------|--------|
| 合計 | 28,255,753 | 319,271 | 36,469 |
|----|------------|---------|--------|

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

| 区分 | デリバティブ取引の種類等 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|---------------------------|-----------|-------|--------|--------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 株価指数先物取引 売建 TOPIX先物 | 1,669,315 | - | 87,535 | 87,535 |
| | 合計 | 1,669,315 | - | 87,535 | 87,535 |

(注) 時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 退職給付債務 | 1,670,344千円 | 1,935,442千円 |
| 退職給付引当金 | 1,670,344千円 | 1,935,442千円 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 勤務費用 | 261,341千円 | 301,777千円 |
| その他 | 160,689千円 | 167,935千円 |
| 退職給付費用 | 442,030千円 | 469,713千円 |

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成24年3月31日現在) | 当事業年度 (平成25年3月31日現在) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 838,826 | 837,121 |
| 退職給付引当金 | 599,247 | 693,199 |
| 賞与引当金 | 116,690 | 280,855 |
| 連結法人間取引(譲渡損) | 258,256 | 264,269 |
| 繰延資産 | 12 | 157,330 |
| 未払事業税 | 212,753 | 154,219 |
| 投資有価証券評価損 | 191,138 | 128,953 |
| 出資金評価損 | 114,425 | 114,425 |
| 未払社会保険料 | 14,071 | 43,411 |
| 器具備品 | 33,365 | 33,316 |
| 役員退職慰労引当金 | 25,804 | 24,920 |
| 本社移転関連費用引当金 | 131,676 | - |
| 資産除去債務 | 110,989 | - |
| 有価証券評価損 | 80,344 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 27,099 | - |
| その他 | 27,474 | 29,627 |
| 繰延税金資産小計 | 2,782,177 | 2,761,651 |
| 評価性引当額 | 1,379,241 | 1,323,069 |
| 繰延税金資産合計 | 1,402,935 | 1,438,582 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引(譲渡益) | 2,428,233 | 2,428,233 |
| 建物(資産除去債務) | 76,837 | - |
| 繰延ヘッジ損益 | 29,783 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 18,241 | 257,138 |
| その他 | 1,888 | 1,888 |
| 繰延税金負債合計 | 2,554,985 | 2,687,261 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,152,049 | 1,248,679 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の

原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

旧日本の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| 変動の内容 | 前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 期首残高 | - | 292,000 |
| 見積りの変更に伴う増加額 | 292,000 | - |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - | 292,000 |
| 期末残高 | 292,000 | - |

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 資産運用に関する事業 | 合計 |
|------|------------|--------|
| 減損損失 | 76,217 | 76,217 |

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,372,770 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に

じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|--|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,591,590 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-------------|-------------------|---------|----------------|---------|-------------------|-----------------|--------------|------------|-------|-----------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 19,792,278 | 未払手数料 | 2,376,978 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券キャピタル・マーケットツ㈱ | 東京都千代田区 | 255,700 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 595,391 | 未払手数料 | 76,686 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,233,996 | 未払費用 | 245,735 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケットツ株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----|--------|-----|----------------|-------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|----------------|-------|-------------------|-----------|-------|----------|----|----------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|---------|---------|---------|---|-----------------|--------------|------------|---------|-----------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料 | 20,510,864 | 未払手数料 | 2,758,584 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入 | 1,205,721 | 未払費用 | 82,519 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料 | 1,194,567 | 長期差入保証金 | 971,157 |
| | | | | | | | | | 未収入金 | 511,559 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- (3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,358.92円 | 1株当たり純資産額 | 13,506.24円 |
| 1株当たり当期純利益 | 2,692.30円 | 1株当たり当期純利益 | 2,694.91円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(千円) | 7,022,948 | 7,029,755 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 単位：百万円 （平成25年3月 末日現在） | 事業の内容 |
|---|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 大和証券株式会社 | 100,000 | 金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。 |
| 藍澤證券株式会社 | 8,000 | |
| いちよし証券株式会社 | 14,577 | |
| 株式会社SBI証券 | 47,937 | |
| クレディ・スイス証券株式会社 | 78,100 | |
| 高木証券株式会社 | 11,069 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | |
| 트레이ダーズ証券株式会社 | 2,195 | |
| 内藤証券株式会社 | 3,002 | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307 | |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558 | |
| PWM日本証券株式会社 | 3,000 | |
| 日の出証券株式会社 | 4,650 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 5,957 | |
| 松阪証券株式会社 | 100 | |
| マネックス証券株式会社 | 7,425 | |
| UBS証券株式会社 | 74,450 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| リーディング証券株式会社 | 1,768 | |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794 | |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270 | |
| 株式会社岩手銀行 | 12,089 | 銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。 |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド（香港上海銀行） | 1,494,234 | |

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

委託会社は、リテラ・クリア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月30日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワノ“RICI®”コモディティ・ファンドの平成24年10月26日から平成25年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワノ“RICI®”コモディティ・ファンドの平成25年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）](#)△

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。